

第2回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

中村敏彦君

1. 空き家対策について

- (1) 全国の空き家は820万戸・13.5%、鹿児島県の平均値が17%といわれるが、本市の現状は前回答弁の921戸・7.5%と確認してよいか。
- (2) 本市の危険家屋とされている99戸について、空き家対策特別措置法で言われる「特定空き家」に該当する家屋と判断してよいか。
- (3) 特措法では、指導・勧告・命令を経て、固定資産税の「優遇措置」の解除、最終的には強制撤去も「可」としているが、本市は「解体補助制度」の次の段階としてどのような空き家対策をお考えか。

2. 通学路の安全対策について

- (1) 5月15日、枕崎市において側溝に流されて小学校3年生の女兒が死亡するという痛ましい事故が発生した。危険箇所等の通学路点検はなされたか。
- (2) 枕崎市では点検結果をもとに、最新の安全マップを作成し各家庭に配布予定とのこと。本市の取り組みはいかがか。
- (3) 同時に危険度の高い箇所から安全対策を講じるとのことであるが、本市の計画について市長の見解を伺いたい。

東 育代君

1. 地域防災計画について

- (1) 市内の指定されている46か所の避難所について、災害の種類で避難場所が異なることもあるが、住民への周知はどうか。
- (2) 福祉避難所の指定について、高齢者や障がい者などの災害時要援護者に対する対応は大丈夫なのか。
- (3) 避難所運営マニュアルでは、整備が必要な避難所があるようだが、現状はどのようなになっているか。
- (4) 災害時要援護者の把握について、避難行動支援者名簿の管理状況及び地域支え合いマップ作成の進捗状況を伺う。
- (5) 介護施設、保健師等との連携はしっかりとできるのか。
- (6) 自主防災組織の現状について伺う。
- (7) まちづくり協議会・自治公民館・消防団等との連携について伺う。

2. 空き家・空き地対策について

- (1) 特定空き家（危険廃屋）の現状と課題について伺う。
- (2) 長期空き家（危険廃屋以外）の現状と課題について伺う。
- (3) 空き地の管理について伺う。

福田清宏君

1. コミュニティ自動車の運行について

- (1) 地区まちづくり協議会を中心とする運営協議会を組織し、10人乗りワゴン車を市が購入して、貸与し、必要経費を補助してのコミュニティ自動車の運行は出来ないか、伺う。
2. 藻場造成とウニの除去について
 - (1) 平成21年9月の定例会で、市内4漁業協同組合が、一つの活動組織をつくり、藻場の造成、食害生物・ウニの除去等の活動をするのを支援するため、「環境生態系保全活動支援事業」が、初めて予算化された。
その活動の今日までの推移について伺う。
 - (2) 串木野新港の建設に伴い、共同漁業権の一部が放棄された海域に、鹿児島県と共に、鉄かごのついた増殖プレートを設置して、藻を育成し、各漁協の共同漁業権内に移設して、藻場造成を行う事業は出来ないか、伺う。
3. 原子力災害住民避難計画について
 - (1) 全面緊急事態となった時の避難・一時移転に際してのバス避難集合場所の指揮は、誰がとるのか、伺う。また、その指揮に係る訓練は行われているか、伺う。
 - (2) 避難済目印の掲示や避難誘導の訓練等について伺う。
4. 空き家対策について
 - (1) 空き家対策特別措置法に基づく行政代執行による強制撤去について伺う。
 - ①強制撤去とそれに要する費用の負担について
 - ②条例の制定について
5. 土川小学校の現状について
 - (1) 土川小学校が廃校となり、その施設を使用する企業が進出したとの説明を受けてきたが、現況について伺う。
 - (2) 今後、青少年研修センターや福祉関係等、本市独自の活用策の計画について伺う。

福田道代君

1. 川内原発1・2号機の再稼働問題に関連して伺う
 - (1) 川内原発の再稼働前に、県と30キロ圏内の自治体の共催による実効性のある住民参加の避難訓練を実施すべきと考えるがいかがか。
 - (2) 口永良部島の噴火に際し、川内原発の火山影響評価と火山のモニタリングについて、再稼働の前に九電に説明会の開催を求めるべきではないか。
2. 国会で審議中の安保関連法案について
 - (1) 安全保障関連法案の根幹が問われているが、市長の見解を伺う。
3. 本市の基幹産業である農業政策について
 - (1) 農協「改革」関連法案は、戦後農政の基本となってきた農協・農業委員会、農地改革制度を根底から覆し、家族農業中心から企業が支配できる農業につくり変えようとするものだが、市長の見解を伺う。
 - (2) 担い手の高齢化、農地の荒廃、限界集落が進み、子供たちの数も減少し、今でもさまざまな問題がうずまいている。農家と地域が元気になるには、どのような方向が必要とお考えか伺う。
 - (3) 今後、本市の農業が発展していくために、独自の政策と計画について伺う。

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消 防 長	原 菌 照 明 君
副 市	長	石 田 信 一 君	生 活 環 境 課 長	住 廣 和 信 君
教 育	長	有 村 孝 君	ま ち づ く り 防 災 課 長	久 木 野 親 志 君
総 務 課	長	中 屋 謙 治 君	福 祉 課 長	東 浩 二 君
政 策 課	長	田 中 和 幸 君	農 政 課 長	末 吉 浩 二 君
財 政 課	長	満 菌 健 士 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	芹 々 野 國 男 君
教 委 総 務 課	長	臼 井 喜 宣 君	水 産 商 工 課 長	平 川 秀 孝 君
市 来 支 所	長	下 迫 田 久 男 君		

平成27年6月19日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

まず、中村敏彦議員の発言を許します。

[7番中村敏彦君登壇]

○7番（中村敏彦君） おはようございます。通告に従いまして、2件について質問をいたします。

まず、空き家対策についてお伺いをいたします。

去る6月8日付南日本新聞の「ひろば」欄に、「どげんかしたい近所の空き家」という投稿がありました。急激な人口減少と高齢化の中で増え続ける空き家と、比例して増える放置物件が大きな社会問題となって久しく、この間、私を含む複数の同僚議員が一般質問で取り上げてまいりました。

そのような中、全国の空き家の数が820万戸、総住宅数に占める空き家率が13.5%に達したことなどを背景に、昨年11月に空家対策特別措置法が成立し、この5月26日に施行されました。

本市の空き家の現状は、前回の市長答弁、あるいは、昨日の同僚議員の質問への答弁で示されました921戸と理解してよいか。また、総戸数に占める空き家率は、おおよそ7.5%と試算できますが、そのように理解してよいかお伺いし、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

中村敏彦議員の御質問にお答えをいたします。

今、お述べになられましたとおり、全国の空き家は820万戸、大変深刻な問題になっております。本市の場合、空き家は921戸、パーセントで申し上げますと、7.5%となっております。これはただ、行政嘱託員の皆さんによつての初期調査でありますの

で、個人の見方の違いなどにより、若干の差異はあるかもしれないと思っております。

○7番（中村敏彦君） 行政嘱託員による初期調査で、正確なところではないような御答弁ですが、今、世帯数の変動をちょっと「統計いちき串木野」で見たと、平成15年の1万2,788世帯をピークに、この10年間、毎年60世帯ほど減少しております。今後は、高齢化社会の中で減少率はもっと高くなって、並行して空き家の数も増えると予測できますが、例えばちなみに、鹿児島県の平均空き家率は現在でも17%と報道されておりますが、10年後の本市の空き家率もさらに増えて、現在、全国平均13.5%なんです。それをはるかに超えるのではないかと思いますけど、市長の認識を伺います。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになられましたとおり、人口減少が続いております。したがって、並行して世帯も減少していくのではなかろうかと。したがって、空き家が増加するのではなかろうかと非常に懸念をしているところであります。

○7番（中村敏彦君） これまでの10年間の平均で60世帯ぐらい世帯数が減ってるんですが、今後の推移というか、その辺についての市長の見解をお聞きしたところでございますけど。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、人口減少が続いております、残念ながら。したがって、やはり並行する形で空き家率も増加していくんじゃないかなと心配をしております。

○7番（中村敏彦君） 並行していく認識のようですので、年間60世帯ぐらい、多分、ずっと減っていくんだと思うんですが、いずれにしても空き家対策は、そういう意味で本市の重要な課題となっていくと思います。

そこで、前回質問で明らかにされた危険家屋、今回、特措法で問題になります危険家屋の問題ですが、前回、99戸が危険家屋と答弁されておりました。今回の特措法で示されている特定空き家に、この99戸が該当するかどうか伺います。

○市長（田畑誠一君） 99戸につきましては、初期調査での目視による戸数であります。この後、全てが特定空き家に当てはまるわけではないと思います。

先月26日、国において、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、ガイドラインが示されました。今後、このガイドラインに基づいた調査を実施し、特定空き家を絞り込んでいきたいと考えております。

○7番（中村敏彦君） 次で質問したいと思ってたところですが、特措法では、今、市長が言われましたように、倒壊のおそれが高い、ネズミの大量発生など、衛生上著しく有害である、景観を損ねる、生活環境を守れない等々、四つの項目に一つでも該当すると特定空き家と認定するようになってますが、市長答弁でいきますと、この99戸をとりあえず目安として、この四つの基準で絞り込んでいくという理解でよろしいのでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 国におきまして、特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るための必要な指針が示されておりますので、これにより適切に判断をしてみたいと考えております。

○7番（中村敏彦君） 一応、これはそこに置いておきまして、次に行きます。

6月10日のNHKで、「あさイチ」でしたけど、東京都の大田区が5月26日に、多分、この法律が施行された日だと思いますが、住民からの苦情に基づいて160件を特定空き家としてリストアップして、調査活動をしている映像が報道されました。その映像によりますと、何項目かかなりたくさん項目でチェックリストをつくって、それによってチェックする映像でした。

前回の質問で、本市に寄せられている苦情が、平成25年度で、樹木の繁茂や倒壊危険など15件という答弁がありました。大田区の例をとりますと、この15件が本市における特定空き家と見てよいかどうか、判断としてですね、それを一つ伺います。

そしてもう1件、本市も大田区のように、苦情をもとにしてチェックリストで危険度をチェックして、特定空き家に認定していくのかどうか、それもあわせて伺います。

○市長（田畑誠一君） 現在における本市の特定空き家等に関する苦情相談の状況ですが、平成26年度につきましては54件、平成27年度につきましては、

現在12件の相談があります。

また、本市においては、木造建築物の応急危険度判定調査票において判断をしております。

○7番（中村敏彦君） 先ほど、25年度しか、たしか前回答弁がなかったので15件と申し上げましたが、26年度54件、現状で12件ということは、僕が質問したのは、要するに、市民、住民からの苦情で出てきた件数をもとに特定空き家を絞り込んでいくのかという意味での質問でした。

○生活環境課長（住廣和信君） 苦情につきましては、先ほど市長からありましたように、危険廃屋等の相談については54件、そのほかに普通の空き家の相談とか空き地の相談等もあるんですが、これが全て危険特定空き家に該当するかといいますと、昨年で言いますと、54件の相談が空き家についてありまして、そのうち危険廃屋としてうちが補助金の対象となったのが16件でありますので、相談がイコールそのまま特定空き家になるということではないという理解はしております。

○7番（中村敏彦君） わかりました。住民から寄せられている苦情だけで特定空き家と認定するわけではないと。いろんな要件をまた加えて、空き家として認定していくということですね。わかりました。

それでは、今回、6月議会に条例改正が提案されております、空き家の解体、撤去を促す目的で特定空き家等について、住宅用地特例の対象から除外するもの、要するに固定資産税を増やすという内容ですが、特措法では指導、勧告、命令を経て特例措置の除外、今言った固定資産税も除外ですけど、さらには強制的に解体する代執行ができることとなっておりますが、まず、本市が行っている解体補助制度の平成26年度実績と、現在、スタートしたばかりですけれども、27年度の今年度の申請状況はいかがか伺います。

○市長（田畑誠一君） 平成26年度の危険家屋解体撤去の実績についてであります。16件ほどございました。また、平成27年度は、現在までの申請は7件となっております。

○7番（中村敏彦君） たしか26年度は当初予算2件でして、補正、補正で、たしか16件になったと思

っておりますが、27年度もたしか当初予算で8件ですけれども、もう既に7件来てるということは、当然、補正を組んで解体補助事業をしていくということを理解してよろしいですね。

○市長（田畑誠一君） もし、今7件ですけど、増えるようでしたら、当然そのようなことをまた議会に御相談したいと思っております。

○7番（中村敏彦君） なぜこれを質問したかといいますと、特措法で言ってる最終的な手段としての代執行、多額の費用がかかるということが報道されておりました。新聞に載ってたのだけ言いますと、秋田県大仙市では、600万円をかけて通学路に接近する倉庫など13棟を解体したが、所有者に支払い能力がなくて、回収できたのは3万円だったという報道がありました。その同じ新聞の記事のところでしたけど、室蘭の担当者は、特定空き家に該当する物件があっても、所有者死亡、相続人も放棄しているために、代執行をしても費用回収が不可能と判断しているというコメントが載っておりました。

そのようなことから、空き家対策について私が思うのは、やっぱり、今、本市がやっております解体補助制度が最も効果が期待できるのではないかという思いからでした。そういう意味で、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 代執行につきましては、どの自治体も、今、例をお述べになりましたが、その費用の回収に大変苦慮されているようであります。

したがって、本市におきましては、今、御提言ありましたとおり、現在の危険家屋解体撤去工事補助金を活用して取り組んでまいりたい、これが一番ベターだと思っております。

○7番（中村敏彦君） 今までにはちょっと処理のほうに重点を置いて質問しましたが、6月10日付の南日本新聞にも社説に載ってましたが、撤去だけでは抜本解決にならないと。利活用を図るべきということが述べられておりました。私も昨年の質問で、ある地区の市民と語る会で市営住宅としての活用を要望されましたので、たしか一般質問で市長に伝えたつもりでおります。

それと、全国的にちょっと有名なのは、大分県豊

後大野市は中古住宅購入による転入補助を充実して、空き家を活用した移住転入で成果を上げていることが、これも多分テレビの特集で取り組まれました。

前々回の私の一般質問でも言いました、長崎はたしか、市街地、まちの真ん中の空き家については、寄附行為をいただいて、市で解体して公園にするとか、そういう取り組みをたしか私も述べましたけど、例えば、昨年でしたか、袴田に公園が全くないという、一般質問でも取り上げられましたが、そういう地区においては、空き家とか空き地、要するに危険なところですね、そういうところを寄附ではなくても、寄附が一番いいんでしょうけど、少し安く買い取って公園にするとか、そういう利活用も検討すべきではないかという問題意識を持っております。

そういう中で、昨年10月現在、新聞によりますと、400余りの自治体が、新法、いわゆる特措法の一部を先取りする内容の空き家対策条例を制定しているようであります。今後、増え続ける空き家の現状を踏まえて、この条例制定や、以上、私が述べたような制度設計も視野に入れた本市の今後の方向性について、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 今、中村議員がお述べになりましたとおり、大事なことは空き家を解体した後いかに活用するか、そのとおりだと思います。ただ、現在、本市の今の段階では、そこでその条例の制定のお話をなさいましたが、市としては現段階では、条例の制定については、市民の手による美しいまちづくり推進条例を制定しておりますので、これに基づいて実施してまいりたいと考えております。

○7番（中村敏彦君） 申し上げた利活用についてはどのようにお考えでしょうか。中古住宅の利活用、中古空き家の。

○市長（田畑誠一君） 先ほど中村議員がお述べになりましたとおり、空き家の後をどう活用するかというのが、また大きな取り組まなければならない課題だと思います。したがって、その利活用については、場所とか規模とか、いろんなケース・バイ・ケースによって考えられることがあると思います。ただ、考え方として、利活用のあり方というのをやっぱり検討していかなきゃいかんという思い

であります。

○7番（中村敏彦君） 条例制定はとりあえず見合わせて、市民の手による美しいまちづくり推進条例か、これでとりあえずは管理していきたいということですが、確かにこれを見ると、ほかの自治体の条例を見せていただいたんですが、大方、この特措法に基づく条例と近い条例だなと思いました。

ただ、美しいまちづくり推進条例には、大きいので言えば、強制代執行が載ってませんよね。そういう意味で、そういう条項がありませんので、今後そのような事態、例えば、先ほど申しあげました所有者が不明だとか、そういうときは、当然、市が介入せざるを得ないのかなと思うので、強制代執行条項がない、これで運用するというのはわかりますけど、強制代執行条項がないこの条項で、今後、そのような事態が発生したときにどう対処されていくのか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） まず、先ほど申しあげましたとおり、代執行については、どの自治体もその費用の回収に、例を詳しく述べられましたが、大変苦慮しているという状況でありますので、本市におきましては、御提言あられたとおり、現在の危険家屋解体撤去工事補助金を活用して取り組んでまいりたいと考えております。

○生活環境課長（住廣和信君） ただいまの市長の答弁に補足となりますが、今、市民の手による美しいまちづくり推進条例の中に代執行の規定がないということですが、代執行につきましては、今回制定されました特措法、この中で、条例がなくても市において代執行ができるということになっておりますので、もしそういう場合になりましたら、法に基づいた形で代執行をやらざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○7番（中村敏彦君） わかりました。

最後になります。きのうの同僚議員も最後に申しあげましたが、冒頭のデータ、921戸と7.5%。実は、平成20年に策定されております本市の住生活基本計画の中の資料では、平成15年現在で空き家1,640戸、空き家率14.7%と記載してあります。そういう意味

で、先ほど市長が初期調査による921戸と7.5%と言われましたが、やっぱり基礎データをしっかり把握するのが先決ではないかなと思います。そういう意味で、昨日の同僚議員も言われましたが、特措法ができた以上、それに基づいて、いろいろ処理されていかざるを得ませんので、基礎データをしっかりつくるといふか、そういうことを念頭に置いて進めていただきたいなと思っております。見解があれば、聞いて終わります。

○生活環境課長（住廣和信君） ただいまありましたように、数値が大変データによって違うということですが、統計調査によります数値というのが、また算出方法が別にあるとしまして、実際の数字とかなり食い違う部分も出てきております。

昨日も申しあげましたとおり、実態調査がやはり必要だと考えておりますので、早急に実態調査のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（中村敏彦君） ぜひ、よろしく願います。

それでは、次の2項目めに入ります。

通学路の安全対策について、教育長にお伺いをいたします。

5月15日、枕崎市において、小学校3年生の女の子が側溝に流されて死亡するという痛ましい水難事故が発生しました。きのうも話題になりました、2月に発生しました国道270号線での交通事故同様、安全対策の不備と大人の不注意で子供たちの尊い命が奪われることは断じてあってはならないことだと思っております。

そこで伺います。枕崎で起きたような事故が予測される危険箇所の点検はなされたかどうか、伺います。

○教育長（有村 孝君） おはようございます。

本市の通学路につきましては、2月に発生いたしました交通事故を受けまして、3月末までに各学校において通学路安全推進会議を開催いたしまして、保護者や地域の方々から幅広い意見を聞いた上で、危険箇所の集約を行ったところでございます。

ただいま御指摘のありました5月の枕崎市の水難

事故を受けて、通学路上にある側溝や用水路等の危険箇所についても、各学校で再度点検するとともに、報告を求めました。

報告された合計61カ所の通学路の危険箇所については、学校、警察、道路管理者、スクールガードリーダー等関係機関と合同で、6月2日から3日間にかけて通学路の合同点検を行いました。

その結果につきましては、各機関で持ち帰っていただきまして協議していただいて、今月26日の市の通学路安全推進会議の中で対応策を検討する予定であります。

○7番（中村敏彦君） まず報告で61カ所、で、その61カ所を6月2日に合同点検したということですが、その点検調査の結果、例えば、これは勝手に分類したんですが、水難事故あるいは交通事故、土砂災害に巻き込まれるとか、そういう要因別危険箇所の分類はされたんでしょうか。多分、教育長の答弁では側溝だけのようだったので、それは入っていないかもしれないけど、ちょっと伺います。

○教育長（有村 孝君） 報告されました61カ所の危険箇所を要因別に分析しております。その結果、交通事故の危険がある箇所が52カ所、水難事故の危険があると思われる箇所が3カ所、それから転落事故が予想されるのが2カ所、がけ崩れが1カ所、それに、不審者の出没、不審者が出そうな危険箇所といたしましょうか、照明が暗いとか人里離れているとか、そういうところが2カ所、転倒の危険が1カ所、そのような内訳になっております。

○7番（中村敏彦君） 一応これは置いておいて、枕崎市では、この点検結果をもとに最新の安全マップを作成して各家庭にと新聞に載ってましたが、多分、PTA保護者と思いますが、配布する予定であることを5月30日の新聞が伝えておりました。そういう意味で、本市の取り組みはどのようになっているか伺います。

○教育長（有村 孝君） お尋ねの安全マップの作成配布についての本市の取り組みでございますけれども、これは例年のことなんですけれども、各学校においては、通学路をはじめ、校区内のその他の危険箇所を掲載した安全マップを毎年作成いたしました

て、そして各家庭に配布をいたします。地域に配布する場合もございますが、それとともに、児童生徒に対して安全指導を徹底しております。

また、特に枕崎市の痛ましい水難事故を受けて、市教委からも児童生徒の安全確保に対する指導を徹底するように、改めて通知文を出したところでございます。

その内容をちょっと紹介しますと、各学校において安全マップを活用して、危険箇所の学年相応に周知を図ることと。小学校1年生から中学校3年生までですね。それから二つ目は、通学路の危険箇所を再度点検し、周知すること。三つ目が、増水した川や側溝などには絶対に近づかないこと。大雨警報等に注視し、早目の集団下校や保護者引き渡し等を検討することなどの具体的な指導を行ったところでございます。

○7番（中村敏彦君） 既にそのように動いておられるようですので省きます。

先ほど、交通事故の危険性52カ所、水難事故危険箇所3カ所ということでしたが、枕崎市においては、危険度の高い箇所から安全対策を講じるということも同じ新聞で報道されておりました。

そういう意味で、これは市長にお聞きしたいんですが、点検によって危険度の高い箇所は、今後、安全対策としてどのような計画をされていくのか、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 通学路の安全対策にかかわる本市の計画につきましては、さきに実施した通学路合同点検の結果を受けて、6月26日に市通学路安全推進会議を開催をし、学校や警察、道路管理者等の関係機関を交え、それぞれの危険箇所について、防護柵の設置、歩道のカラーリングや路面表示、取り締まりの強化、安全指導の強化など、各機関が対応可能な対策について検討をいたします。そこで出された意見等を踏まえ、関係機関の協力を得ながら、順次、安全対策を講じてまいります。

また、子供たちの安全を確保することはもちろん、そのために日ごろ、立哨指導をしていただいているスクールガードの方々の安全の確保も大変大事であります。したがって、今年度、全ての小中学校

に反射ベストと誘導棒を計42セット配付をしたところでもあります。

以上の通学路の安全対策とあわせて、警察や交通安全協会等の関係機関、団体と連携した啓発活動や、広報紙等を通じて交通規制の順守や交通マナーの向上など、市民全体の交通安全意識の高揚が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○7番（中村敏彦君） 私がこの通学路の安全問題を取り上げたのは、実は、以前、民間で働いているときに、安全活動の一環でKYTというのに取り組んでたんですが、危険予知トレーニングか。1件の重大災害が発生する背景に29件の軽い事故、災害があると。その背景に300件のひやりとしたり、はつとしたりする要因がある。それを除去することが災害を防ぐことだということをやってたんですが、そういう意味で取り上げてみました。

つい最近、5月の下旬、近隣に住んでいる我々から、ちょっと何でこんなところかと思うような、酔之尾川に車が転落してドクターヘリを依頼する事故が発生しました。住んでる者からすれば、もう道路の行きどまりは川だというのはわかってるんですけど、そこをそのまま走って行きちゃって転落しちゃったんですが。その後、ポールが設置されております。安全ポールがですね。

そういうこともあったり、南日本新聞の「記者の目」に、何気ない日常の中に潜む危険箇所のピックアップをと記載されておりました。この通学路の安全の問題で。

そういう意味で、教育委員会、行政当局でそれぞれ取り組んでおられますのでこれ以上申しませんが、とりあえず、ハードの対策ができないところは、子供たちの指導をしっかりしていただくということを要請して、この質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[9番東 育代君登壇]

○9番（東 育代君） 皆さん、こんにちは。私は、さきに通告しました2件について、市長に見解をお伺いいたします。

今朝の南日本新聞の1面に、「口永良部20日ぶり

に噴火」と掲載されておりました。島民の皆様は不自由な避難生活をいまだに過ごしておられるようで、大変心が痛みます。

先月、5月29日午前9時59分、屋久島町口永良部島の新岳が爆発いたしました。鹿児島地方気象台は噴火警戒レベルを最高の5に引き上げ、町は全島民に避難指示を発令、島民ら137人は、町営船や第十管区海上保安部の巡視船などで屋久島に避難した。火砕流は海岸に到達し、住民1人が顔や手に軽いやけどをした。噴火警戒レベルが5に引き上げられるのは、2007年12月の制度導入以来、全国で初めて。新岳は2014年8月3日、34年ぶりに噴火。気象台では噴火警戒レベルを1から3に引き上げていたと続いておりました。

屋久島町によると、島では毎年1回、全島民を対象とした大規模な避難訓練を実施してきた。昨年8月の噴火を受けて11月に実施された訓練には、鹿児島海上保安部や消防、警察など7機関と住民、計126人が参加したとありました。訓練のおかげで慌てなかった。昨年11月の訓練で、避難所に食料を備蓄していたことも功を奏したとお話しされております。

徒歩による避難者は次々と車両に乗せ、全住民が足並みをそろえて番屋ヶ峰の避難所を目指した。次にどんな行動をとるのかみんな知っていたので、誰も迷うことなく動いていた。訓練のおかげで体が勝手に動いていた。中学3年生の言葉です。

さらに学校では、教職員の車3台を生徒らの避難車両に指定し、いつでもすぐに発進できるよう車の向きを揃え、全員が乗りおりしやすい場所に駐車するなど徹底をしていた。島民全員が無事に避難できたのは日ごろの訓練の賜物だと感心させられました。

昨年、34年ぶりに噴火した口永良部島新岳の爆発以降、9月には御嶽山の噴火、11月には阿蘇山で21年ぶりのマグマ噴火確認があります。2015年5月、箱根山の噴火と続いておりますし、浅間山も火山活動が高くなっております。さらには、桜島も今年になって500回以上の爆発を記録しております。国内はもとより、世界のいろんなところで、火山の爆発だけでなく、地震や大洪水等の災害が発生している

ようです。

私は新岳の爆発による口永良部島の全島民の速やかな避難を教訓にすべきだと改めて思いました。防災については、日ごろの訓練はもとより、住民相互の意識の啓発、行政と住民の情報の共有化が大切であると思っております。

本市は海と山に囲まれた自然と共生、共存せざるを得ない地理的環境にあります。さらには、再稼働間近と言われる川内原発の隣接市でもあります。地域防災については、自然災害だけでなく、原発事故への対策も含め、多くの課題を抱えた中での防災対策が求められております。住民と行政が一体となって、被害を最小限に抑える取り組みが求められております。

梅雨の最中ではありますが、これからの季節は、台風や風水害等の自然災害が心配されます。市ではこれらの災害に備え、市内46カ所の避難所の指定があります。避難所は台風の襲来や大雨が予想される時など、必要に応じ開設されるようです。いざというときに備え、普段から避難場所や避難経路を確認しておき、避難勧告が出されたときには速やかに避難しましょうと、お知らせ版に避難場所一覧が掲載されておりました。

地震、津波、高潮、洪水、土砂災害と防災ハザードマップには災害の種類が明記してあります。市内の指定されている46カ所の避難所、あわせて津波避難適応場所48カ所が明記してあります。この防災ハザードマップは市内の各世帯に既に配布してあるようです。しかし、災害の種類で避難場所が異なります。

次にどんな行動をとるのかみんな知っていたので、誰も迷うことなく動いていた。訓練のおかげで体が勝手に動いていた。中学3年生のコメントを紹介しましたが、本市の場合、さまざまな災害を想定したとき、異なる避難場所の指定について、住民への周知は万全なのか、あわせて住民の防災に対しての危機意識についてもとても気になります。

そこで、本市の地域防災計画についてですが、市内の指定されている46カ所の避難所、また48カ所の津波避難適応場所について、お知らせ版等で資料の

配布はされておりますが、市民の意識が伴っているのかと懸念しているところです。災害の種類で避難場所が異なることもあるが、住民への周知はどうか、市長の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

市では、平成24年度に避難所及び津波避難適応場所に案内看板を設置するとともに、市内全世帯に防災ハザードマップを配布し、避難所等の周知に努めてきたところであります。

また、梅雨、台風時期を前に、お知らせ版を通して避難所等の周知に努めるとともに、ハザードマップを利用した出前講座などを開催し、防災意識の向上を図っているところであります。

議員仰せのとおり、口永良部島の新岳噴火に伴う住民避難は、まさに日ごろの訓練の成果があらわれたものであり、本市におきましても、市民お一人おひとりが、みずからの安全を守る意識を高めることが重要であると考えております。研修会や出前講座、防災訓練の実施や自主防災組織の活動促進を図りながら、市民の防災意識の向上に努めてまいります。

○9番（東育代君） ただいま市長に御答弁いただきましたが、配布済みのハザードマップについて、住民は記載してある内容を十分理解していると思うか。仮に理解していたとしても、危機意識のない中で、実際に機能はしないと思われま。

そこで、ハザードマップを配布するだけでなく、実効性の伴うものとなるようにすることが重要ではないかと思っております。

住民に周知してもらう方法について、出前講座等を実施しているということで御答弁いただきましたが、この出前講座、災害に関することについてですが、年間何件くらいの出前講座の要請があるのか。また、災害について、この出前講座を実施したときに、市民の反応はどうかということについてお伺いいたします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 出前講座の件でございますが、防災対策や自主防災関係に関

して、平成26年度の実績で申しますと、金山公民館をはじめ、8件の出前講座の要請がありました。実際行いますと、改めて、やはり日ごろの防災の意識と申しますか、その必要性と申しますか、大事だなということが、皆さんの反応と申しますか、理解していただいたんじゃないかなと理解しております。

○9番（東 育代君） ただいま26年度で8件の出前講座ということでございましたが、反応もいろいろということですが、参加された方々に、市民の意識調査等によるアンケートというものも必要ではないかと思っているんですが、そこら辺のところいかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 今、8件の出前講座があったと言いましたけれども、このとき、具体的にアンケートという形はとっておりませんが、そういうことで、日ごろの訓練の必要性というのはそれなりに理解はしていただいたのではないかと考えております。

○9番（東 育代君） 出前講座を受けられた方は意識を高められたということですが、まだ8件ということであれば、非常に少ない、市全体からすると非常に少ないと申しております。

また、先ほども屋久島町の例を申しましたが、定期的な避難訓練というのも必要であると思っておりますが、地域によって偏りはあると思っております。定期的に避難訓練等を実施されているところ、また、全く実施されていないところとあると思うんですが、本市の現状をお伺いいたします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 昨年度、26年度で申しますと、26年度は合併後初めて市の総合防災訓練をいたしました。昨年は川上地区で、住民の参加を得て住民避難訓練等を実施しましたが、ほかに地域という点では、市来地域の湊地区、それから串木野地域では金山公民館、木屋公民館などが実施をされておられます。

今年に関して言えば、今の3地区はそうなんですが、市の総合防災訓練も今年の10月に一応、冠岳地区で予定しておりますし、お話によりますと、今年は、串木野地域の本浦の港町も訓練をしたいということでお伺いしているところであります。

○9番（東 育代君） 避難訓練とか、そういうのを実施されているところは、またそれなりに理解を深めていらっしゃるようですが、まだ全く避難訓練等が実施されていない、計画のない地域について、このままでよいのか、地域に任せるのか。市としてのお考えをお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 地域の避難訓練につきましては、日ごろからの訓練が大事だと思っております。先ほど、口永良部島の例を東育代議員がお述べにされました。やはり、日ごろの訓練が非常に大事だと思っております。

現在、市においては、地域防災リーダーとなる地域防災推進員の育成を図っており、その推進員を中心に、地域の避難訓練の実施に努めてもらうことにしているほか、自主防災組織の運営補助金等の支援も行っているところであり、今後も、地域の避難訓練への支援に努めてまいります。また、市総合防災訓練を各地域で持ち回りで行うことにより、地域での大規模な避難訓練にも取り組んでいくことにしております。

○9番（東 育代君） 地域防災推進員、リーダー養成ですか、ということでお答えをいただきました。こういう方々を中心に、まだ全くそういう避難訓練等が実施されていない地域についても、意識を高めさせていただくということがとても大事であると思っております。

備えあれば憂いなしと言われておりますが、番屋ヶ峰の避難所に向かって体が自然に動いていた。口永良部島の高校生のコメントでありますように、緊急の場合にきちんと対応ができるということは、住民への周知が功を奏した、成果があったということですので、さらに進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2番目ですが、福祉避難所の指定についてです。災害救助法が適用された場合において、県や委嘱を受けた市町村が設置することとなっておりますが、高齢者や障がい者など、災害時要援護者に対する対応は大丈夫なのか気になるところです。福祉避難所の指定について、本市の現状をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 福祉避難所につきましては、現在のところ、指定に至っていない状況であります。これまで避難所を開設する際は、市の公共施設や学校の体育館など、第1避難所として18カ所を開設しておりますが、高齢者や障がい者など、介助が必要な方やベッドを必要とする方が避難されたケースについて、串木野高齢者福祉センターへの避難を行った経緯もあります。

このことから、福祉避難所の指定に向け、市内の社会福祉施設と協議を始めることにしており、早期の指定に向け取り組んでまいります。

○9番（東 育代君） 御答弁いただきましたが、やはり指定があるということが安心につながりますので、答弁ありましたように、早期の指定に向けて整備を進めていただきたいと思いますところでございます。

3番目に移ります。

いちき串木野市地域防災計画の中にあります避難所運営マニュアルでは、整備の必要な避難所があるようですが、現状はどのようになっているのかについてお伺いしたいと思います。

まず、事前対策として、避難所管理責任者の配置及び避難所管理責任者の業務としては、避難者の把握、必要物資の管理、災害時要援護者への支援と記してあります。また、避難所開設訓練の実施としては、避難所の周知は避難所開設訓練の実施とさまざま書いてありますが、この避難所運営マニュアルの事前対策について、細かく決めてあるようですが、この避難所管理責任者とはどのような方でしょうか。

また、二つ目に、避難所開設訓練の実施とありますが、事前対策についてこれでよいのか。

三つ目に、避難所開設訓練のメニューの中にいろいろと明記してありますが、テレビ、ラジオ、電話、ファクスなど未整備の部分も多くあるように思われます。実際機能しているのかな、実効性のある施策となっているのかな、1次避難所だけを見ましても、整備の必要な避難所はあるのではないかと思うところです。本市の現状をお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 指定している避難所の活用、

住民との情報共有、避難誘導などの避難所開設訓練メニューにつきましては、昨年度から実施している市総合防災訓練の中で状況を確認しながら実施しているところでもあります。

また、毎年、台風時の避難所開設に伴い、第1避難所に要員を派遣しておりますが、対応できるメニューについては実際に実施している状況もあります。今後とも避難所の開設が円滑に進むように、日ごろから開設訓練メニューの対応に留意しながら、実践的な避難訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 市長の答弁に補足説明いたします。避難所の管理責任者は誰かということもありました。基本的には、一時的には最初は市の職員が対応することになると思うんですが、長期的になると、運用する人たちが自主的に運用してもらうということで、またそのとき協議してもらいます。

この訓練メニューの中には、短期的な、1日、2日という部分と、長期的な部分という2通りメニューがありますので、そういう意味では、現在の訓練、もしくは実際の避難は短期ということですので、15項目ありますけれども、実際、短期でできるところはやっていますが、長期にわたるところは、実際、そこまでの訓練はなかなかできていないのが現状であります。

○9番（東 育代君） 短期の実施、長期の実施ということで、短期に対応するようなことはやっているということですが、避難所の管理責任者は市職員ということになっていくわけなんです、市の職員を中心に第1次避難所、17カ所ですかね、18カ所ですかね、市内にあるわけですが、一七、八名がそこに行くわけですよ。でも、その職員が責任者となって、開設訓練の実施とかメニューとか、そういう点検についてということまでのマニュアルにあるような対応というか訓練というか、日ごろのそういう整備というか、そこら辺のところまできちんできていくんでしょうかということをお聞きしているところです。一応、マニュアルにあります。でも、それは本当に機能するかなということが一番心配

しているところなんです。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） この訓練メニューにありますけれども、この中で、現場でできること、もしくは事前にやること、それから災害対策本部で対応するところまでいろいろ分かれると思うんですね。ですので、やっぱり、そういう意味では分けながら、全体のメニューとしてはうまくいくように役割分担をしながらやっていく必要はあるかなと思います。そういう意味では、そこの現場全てという意味ではなくて、やっぱり対策本部、もしくは事前の準備等と、それぞれの対策本部で役割分担がありますので、そういうところでお互いに役割を果たしながら、実践に向けていきたいと考えております。

○9番（東 育代君） 御答弁をいただきましたが、やはり1次避難所だけでも、マニュアルにあるような、それに近いような備えが必要ではないかと私は思っております。

特に、この1次避難所の指定で、避難所が学校の体育館であれば、トイレや水道設備は屋外です。文化センター、中央公民館となっておりますが、指定の避難場所は2階となっております。高齢化社会となってきている中で、これでよいのだろうか。避難所として指定するのであれば、利用者が安心できる運営形態、場所の提供、施設整備が必要ではないでしょうか。未整備の部分について、市として今後の整備計画があればお示してください。

○市長（田畑誠一君） 避難所運営マニュアルにあるような整備をしなければ避難所としての役割をなさないのではないかと、安心して避難できる場所としての整備は必要ではないかという御指摘であります。

避難所の整備に当たりましては、通信手段の確保を図る観点から、平成25年度に、NTT西日本株式会社と特設公衆電話の設置・利用に関する協定を締結し、第1、第2避難所のうち、市の公共施設や県立高等学校等の体育館に、災害時には優先的に使用できる電話回線を敷設し、避難所の整備に努めているところでもあります。

○9番（東 育代君） 今、特設公衆電話等の整備を進めているということですが、通信手段が

テレビであったり、ラジオであったり、電話であったり、ファクスであったりというのが、未整備の分についてはそういう対応をしていただくことが安心につながると思っております。

次の質問に移ります。

災害時要援護者の把握について、避難行動支援者名簿の管理状況及び地域支え合いマップ作成の進捗状況を伺うものです。

災害時要援護者の把握はされているとは思いますが、避難行動支援者名簿の管理の状況についてお伺いします。対象者が高齢であったり、障害をお持ちの方であったりしますので、状況は逐次変化すると思っております。見直し等について、また、支援体制について十分であるのか、現状をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 災害時要援護者名簿につきましては、まちづくり防災課でデータを管理しております。福祉課、消防本部、消防団、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自治公民館等で情報を共有することとしております。

なお、災害時要援護者名簿のデータにつきましては、民生委員や自治公民館長の協力をいただき、年1回更新しているところであります。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 行動要支援者等の支援につきましては、ただいま市長が申しました要援護者台帳に基づく支援者というのを基本的に定めておりますので、そういう方々に支援をお願いしながら支援をしていくと。どうしても手が足らなくなった場合は、地域ぐるみで指定をいただくことになってますが、実際に要援護者台帳の中に特定の人を定めずにというところも幾らかあるようですので、そういうところは地域でやりますとなっておりますので、そういう意味で、地域の方々の御支援をいただきながら避難していただくことになろうかと思っております。

○9番（東 育代君） 見直しについては年1回ということと、支援体制については、一番気になるのが、特定の人を定めずに地域としてやるという御答弁でありましたが、ここのところは非常に曖昧で、大丈夫かなと思っております。市全体を把握して、

それを整理するのはとても時間がかかると思っております。また、対象者が災害時要援護者となってくると、地域生活における状況の変化は多分にあると思っておりますし、実態に合わない部分も1年に1回の整理では間に合わないというのは承知しております。

地域支え合いマップの作成というのがありますが、暮らし安全地域支え合い推進事業の中で、社協に設置された地域包括ケア体制推進コーディネーターが地域の見守りネットワークの構築、ニーズ把握、生活支援などを行い、地域支え合い体制の充実強化を行うとなっております。委託料が27年度は昨年と同様の319万の計上がありますが、単位公民館や地区コミュニティ協議会を中心にこの地域支え合いマップ作成の準備を進めていらっしゃるようですが、現状についてお伺いします。

○市長（田畑誠一君） 地域支え合いマップの現状についてお尋ねであります。市が委託をし、現在、社会福祉協議会に取り組んでいただいております支え合いマップの進捗状況であります。この支え合いマップ作成は、単にマップをつくるだけでなく、自治公民館長を中心に、民生委員や近所内の触れ合い、助け合いの実態を知っている方が集まって、要援護者に誰がどのようにかかわっているか意見を出していただき、今後どのようにかかわっていくかを話し合っただけのものであります。

お尋ねの、これまでの現状ですが、平成24年度が4公民館、平成25年度が12公民館、平成26年度が9公民館の、これまで合計25公民館でマップの作成が済んでおるところであります。

○9番（東 育代君） 先ほども、支援体制で特定の人を定めず地域でということ、この支え合いマップというのが非常に重要な役目をしてくると思うんですが、ひとり暮らしや認知症あるいは老々世帯、さらには施設入所から在宅へと政府の方針も示されております。地域の高齢化率はますます高くなっていきますが、自治公民館単位で支え合いマップの整備が進んでいきますと、地域の様子が見えてきますし、お互いに情報を共有化することで地域生活での安心、安全に期待ができます。特に緊急時には、地

域に合った素早い対応ができるのではないかと思っているところですが。

先ほど、25のマップが作成に至っていることですが、地域の実状に合った支え合いマップが整備されることは、高齢者や障害をお持ちの方、災害時要援護者の方にとっては安心して地域社会の中で生活ができると思っております。

マップ作成に対してですが、市としての今後の作成の数値目標というのはあるのでしょうか。お聞きします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど答弁いたしましたとおり、平成26年度までに25公民館でマップの作成済みであります。昨年は、民生委員協議会や市まちづくり連絡協議会、在宅医療推進委員会など、各種会合に出向きまして趣旨等の説明をさせていただいておりますが、今後においても、引き続き各種会合に参加させていただき、趣旨説明を行い、一つでも多くの公民館に支え合いマップづくりに取りかかっているように推進してまいりたいと考えております。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 先ほど御質問で、数値目標を定めているかという御質問でございましたけれども、特段、数値目標というのは定めておりませんが、ただいま市長が答弁いたしましたように、一つでも多くということを常に念頭に置きながら取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○9番（東 育代君） 数値目標はないということなんですが、市内全体からいたしますと、25カ所というのはとても少ない数ではないかと思っております。やはり支援体制の充実というのは、支え合いマップができますと地域の様子がわかりますので、いろんなことに対応ができると思っております。災害時だけでなく、よく認知症の徘徊とかいろんな情報がありますね。そういうときにも、このマップがあると非常に助かると思っておりますので、やはりきちっとして、市としても、大体、幾つのマップができるのが理想なのか、市内にどのくらいできるのが理想なのか、また、それに近づけるためにどのようなことが考えられるのか、数値目標はきちっと定

めていただいて、年次ごとに、26年は9カ所、25年は12カ所ということで、今25カ所ですが、ちょっと少ないのかなと思っておりますので、ぜひ目標を設定していただいて、地域の中でこういう支援体制についてもう少し真摯に考えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（東 浩二君） 数値目標の関係になりますけれども、まずこの支え合いマップ、これはもう市内全域、全公民館で取り組んでいただきたい。非常に内容的に、先ほど議員がお述べになりましたとおり、これは災害時だけではないんですね。日ごろの見守りと近所の方がいろんな行動、例えば、認知症を患われた方とか、あるいはひとり暮らしで一人でいらっしゃる方に対して、どのような行動をされていらっしゃるんだろうと声かけをしていくとか、そういうことで非常に大事な事業でございます。ですから、市としましても、できるだけ早い時点に取り組みが進んでいくようにということで、公民館長等にもいろいろと要請しながら、また、民生委員の定例会におきましても、民生委員のほうに取り組みを急ぐようにということでお願いをしているところでございます。この必要性というのは非常に高いと思っておりますので、今後におきましても、一日でも早く、一つでも多くの公民館が取り組んでいただくようにと考えているところでございます。

○9番（東 育代君） 市内の公民館単位という御答弁をいただいたんですが、百四、五十の公民館がありますよね、市内に。その中で言いますと、25というのは非常に少ないと思っておりますので、ぜひ、これからもきちとした数値目標というのを掲げていただいて、そしてそれに近いような形で整備を進めていただきたいなと思っておりますのでございます。

次の質問に移ります。

介護施設、保健師等との連携はしっかりとできているのかということでございます。災害時要援護者の場合、一般の避難所では生活に支障があると思われます。災害救助法が適用された場合において福祉避難所での受け入れとなると思いますが、一時的な避難場所として、介護施設等での受け入れは可能な

のか。介護施設との連携について、先ほども少し御答弁いただいたんですが、再度お聞きいたします。

○市長（田畑誠一君） 本市では、現在、民間の介護施設等での避難行動要支援者等の受け入れは行っていない状況であります。ただし、各介護施設の自主的な判断で、災害時に地域住民の方々を受け入れていただいている施設もあるようです。市としましては、社会福祉施設への避難行動要支援者等の受け入れの実現に向けて、市内の社会福祉施設と協議を進めていくこととしております。

○9番（東 育代君） ぜひ、自主的な判断で受け入れをなさっているということではございますが、制度的にきちと整えていただきたいなと思っておりますのでございます。

避難所に保健師さんや女性の方がいてくださるといいのですがというのは、市民と語る会の中で、女性の民生委員さんから御意見がございました。被災者の支援には心身のケアも大切となってきますが、避難所においても保健師さんなどがいてくださると安心されます。

そこで、避難所に保健師さん等の配置はできないのか、避難した人の受け入れ環境の整備についてお聞きします。要望があれば保健師さんとの連携とれるのでしょうか。市の考えをお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 被災者への支援には心身のケアが大変重要であります。そのために、今、お述べになられましたとおり、避難所へ保健師を配置することはとても効果的であると思っております。避難している皆さん方に安心していただける。効果的だと思いますが、しかしながら、現在の人員体制で全ての避難所に保健師を配置することは難しく、今後、どの避難所へ配置できるかなど、検討をしてみたいと考えております。

○9番（東 育代君） 御答弁いただきました。本当に全ての避難所で受け入れというのは無理というのは思っております。今後は、保健師さん対応の避難所の指定というのもあってもいいのではないかなと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

始良市では、始良市と始良地区医師会が災害時の

医療機関に、医療救護に関する協定書を結んだと新聞での記事が掲載されておりましたが、本市の場合における災害時の医療救護に関する医師会との連携はどうなっているのかお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 医師会との協定のことではありますが、本市におきましても、昨年5月1日に市医師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、災害時の医療救護活動や医療救護班の編成業務等を取り決め、体制を整えているところであります。

○9番（東 育代君） 御答弁いただきました。昨年の5月1日に体制整備が進んでいるということでございました。

災害時要援護者の対応ということで、また、市民と語る会での御意見があったんですが、災害発生するとき、一般の避難所での生活困難な方に対して、旅館やホテルあるいは国民宿舎等の利用はできないかという声がありました。もちろん、経費等のことも発生しますが、市としてのお考えをお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 国民宿舎等の宿泊施設を要援護者等に対する避難所に指定することは、宿舎の本来の用途から判断し、また、一般の宿泊客がいる状況等を勘案いたしますと、難しい面があるのではと考えております。

ただ、国民宿舎等の旅館、ホテルは避難が長期にわたった場合の移動先、または避難所で体調を崩された方の受け入れ先としての活用について検討してまいりたいと考えております。

なお、避難行動要支援者の避難に当たっては、社会福祉施設への受け入れができないか、協議を進めていくことにしております。

○9番（東 育代君） 御答弁をいただきました。社会福祉施設で受け入れができるような体制であればということでございますので、そこら辺のところも前向きに検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

自主防災組織の現状について伺うものです。資料では、住民による自主防災組織の設置は21カ所とあるようです。市全体からすると、もう少しあってもよいのかなと思っております。現在進行中のところもあるかもしれませんが、防災ハザードマップによ

りますと、避難指示の伝達方法では、まず、1番目には市から防災行政無線などを利用して伝達します。2番目に、市から自主防災組織を通じて、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達しますと伝達方法が明記されております。災害時には、この自主防災組織の位置づけが重要な役割を成してきているようです。本市の住民による自主防災組織の現状についてお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 防災訓練等を実施する自主防災組織は、昨年、新たに2自治公民館が結成届を提出され、現在、22の組織が結成されている状況であります。その全ての自主防災組織が積極的に活動されている状況にはない面もあるようであります。

ただし、避難行動要支援者を支援するという点では、全ての自治公民館で取り組んでいただいております。

市におきましては、災害時における被害の防止及び軽減を図るため、自主防災活動を積極的に推進しております。公民館等から防災に関する出前講座の依頼があった際にも、自主防災組織の結成に向けた働きかけを行うとともに、防災活動を実施する自主防災組織の活動に対し、補助金を交付するなどの支援も行っているところであります。

○9番（東 育代君） この資料には、21と最初に載ってるんですね、地域防災計画マニュアルでは。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 26年度末では、26年度に結成されたところもございまして、現在は22自主防災組織となっております。

○9番（東 育代君） 22、結成されているということでございますが、住民による自主防災組織は、火災だけでなく災害時にも機能を発揮するものと認識しております。いざというときに機能することが前提となってきます。

そこで、既存の自主防災組織が設置されているところについて、避難訓練、特に要援護者への対応、避難所の点検整備、未整備部分の確認など、定期的には実施されているのか、市で把握されておられる範囲で結構ですが、現状はどうかお聞きします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） これは全ての自主防災組織というわけではございませんが、

ある自主防災組織では、防災訓練、消火訓練はもとより、危険箇所の防災点検、それから災害弱者の把握、高齢者世帯への声かけ、それから防災研修会等を自分たちで実施される、そのほかリーダー養成にも参加される、そのような活動をなさっている自主防災組織もございます。

○9番（東 育代君） さまざまな活動をされているということですが、この22の中で、どのくらいされてるのかなというのが一番気になるところでございました。実効性のある自主防災組織が全市的に広がっていくことは市民生活の安心、安全につながると思われております。

現段階では、自主防災組織のないところについて、市の取り組みをお聞きしますが、地域の自主性に任せるのか、自主防災組織の立ち上げを支援していかれるのか、市の考え方をお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 災害発生時に被害の防止や軽減を図るためには、何と申しましても、自助、共助が大切であると思っております。そのためには、自主防災組織が必要不可欠であると考えています。自主防災、地域防災の積極的な活動をする組織への支援を行うことはもとより、防災研修会や出前講座等を通して、防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の必要性を認識していただき、組織の充足率を高めてまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） ぜひ、自主防災組織が地域に一つでも増えていくことを期待をしているところでございます。

次の質問に移ります。

まちづくり協議会、自治公民館、消防団との連携について伺うものです。市内には12の消防分団があるとお聞きしております。先ほども、市長がお述べになられました、防災については、自助、共助、公助と言われております。しかし、災害が発生したとき、災害時要援護者の対応が重要課題となってきます。市として、災害時要援護者の把握については、避難行動支援者名簿や地域支え合いマップの作成などで整備が進められているようでございます。支援を受ける人、支援を提供する人については、避難行動要支援者名簿の作成があるようなので大丈夫とは

思いますが、緊急時に対応できる、また、実効性があるかが重要であります。マニュアルどおりに行動できるかどうかであります。

地域によっては支援体制が弱いところもあるでしょう。そのようなとき、地域の消防団員との連携がスムーズにとれるのであれば、安心、安全な地域ではないかと思っております。まちづくり協議会、市内16の地区の公民館でつくるとき、マニュアルの中には消防団などの各種団体なども構成員となっておりますが、地区まちづくり5カ年計画の中で、地域の消防団の活動の位置づけがしてあるところ、そうでないところがあるようです。

16地区のまちづくり協議会に対して12の消防分団があるようです。1地区1消防分団の場合は連携がとりやすいかもしれませんが、複数のまちづくり協議会を抱えると課題もあるのかなと思っております。避難所開設に伴う誘導等の支援を含め、災害時の危険予測の段階でも支援ができますよとあれば、地域住民としてはとても心強いのではないのでしょうか。

地区まちづくり協議会の中で、地域の実状に合った防災の取り組みについて、地区消防団の位置づけがどのようになっているのか。特に、災害時要援護者を抱えた家族にとっては気になっております。地域にある消防団とまちづくり協議会、自治公民館との連携がとれるような体制づくりが理想と思っておりますが、現状はどうかお伺いします。

○市長（田畑誠一君） 地元と地域の消防団との連携がとれるということは、災害時にとっても心強いこととあります。お述べになられたとおりであります。

そこで、災害時における消防団の活動としては、原則として消防本部の指揮下に入り、消火活動はもとより、広報、避難誘導等を行うこととされております。避難行動要支援者の避難に当たっては、要援護者名簿に留意し、まちづくり協議会、自治公民館等と連携を図りながら、避難誘導に努めることとしております。

○9番（東 育代君） 消防団との連携が必要であるということは答弁いただいたんですが、このまちづくり計画、5カ年それぞれつくっていらっしゃる

んですが、その中に、構成員として消防団の位置づけがあると、消防団の方々には地域内の実状も見えますし、地域も消防団の活動が見えてくるものと思います。それぞれの分団には後援会の組織もあるようですので、上位法の共有も可能になるのではないかと考えております。

避難所開設の案内があったときに、支援が必要な人がどこにいるのか事前に協議がなされていたら、慌てることなくスムーズな行動がとれることになると考えております。地域にある消防団とまちづくり協議会、自治公民館との連携がとれるような体制づくりについて、市も積極的にかかわることも重要ではないかということでございます。

まちづくり協議会、5カ年計画がそれぞれつくられておりますが、途中のところもあります。その中で、消防団の位置づけというのがあるのか、ないのかということをお聞きします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） それぞれ16地区でまちづくり協議会を設置されておりますが、この中に地域の消防分団が構成員として入ってるところは、市内の16地区のうち10地区のまちづくり協議会の中にそれぞれの分団が入っていらっしゃいます。

○9番（東 育代君） 16地区のうち10地区ということですので、やはり、全部の地区できちっと消防団との連携というのとれるような体制づくりというのも大切ではないかと思っただけでございまして、質問でございます。

あわせて気になるところで質問しますが、避難所の開設が始まりました、早目の避難をしてくださいと防災行政無線で放送があったときに、市民はもう避難体制に入ります。動き出します。日が暮れて、外は強風が吹き荒れ、雨足が強くなり、雷が鳴り響いている。移動手段はない。このようなときに、高齢者や障害をお持ちの方、災害時要援護者の方は、支援体制が整備されていれば避難所へ行くことが可能です。台風等の接近の場合は事前に予測ができるというもの、避難所は台風の進路とにらめっこしながらの開設となりますので、現状は厳しいです。

支援を必要とするとき、地域の消防団の方々の協力をいただければという声があります。地域活動の

中で、実際に動いておられる方もいらっしゃると思います。しかし、現状では、このような活動の中、万が一の事故やけがが発生しても公務災害の対象にはならないようにお聞きしております。自己責任となるようです。災害対策本部が立ち上がれば、待機あるいは出動となれば公務となるでしょうが、避難所開設や災害発生の際の危険予測の段階である事前活動に対しては、住民への支援に対して、公務災害や費用弁償などの補償がないようにお聞きしております。

災害時の地域における支援活動に対して、市の地域防災計画の中で、消防団と地域との体制整備について、万が一の事故やけがに対しての補償、環境整備を願っていますが、いかがでしょうか。

○消防長（原 薫照明君） 消防団員の公務災害についてでありますけれども、公務災害認定の基本的な考え方としまして、活動命令がない消防団員が活動して負傷等した場合につきましては、公務災害に該当する公務遂行性があるか否かにより判断されるものでありまして、その公務遂行性とは、上司、ここでは団長とか副団長とか分団長さんとかの命令に従い、正規の消防団活動に従事していることが必要でございます。

以上でございます。

○9番（東 育代君） 正規の消防団活動に従事しているかどうかということでございますが、それは当然だと思っただけでありますが、やはり、市の地域防災計画の中で、消防団と地域との体制整備について、万が一の事故やけがに対しての補償とか環境整備を願っただけでございまして、質問であるんですが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 公務災害と認められるようなシステムづくりについてでありますけれども、これは人道上、救済は必然と考えられることから、事前命令や迅速な連絡等による下命など、公務と認定できるような運用のあり方について、消防補償等事業を取り扱う鹿児島県市町村総合事務組合と協議しながら、研究をしてみたいと思っております。

○9番（東 育代君） やはり地域活動の中でも、もし何かあったら認めてもらえるような体制を整えていただきたいなと思っただけでございまして、

消防団の活動というのは、団本部からの指示とい

うことですが、もちろん、消防本部からの指示に従って行動をなさるようです。逆パターンで、地域から地区の消防団へ協力要請があったときに、緊急の場合には、分団長の判断でダイレクトに団への指示ができるシステムとなると対応が早くなるのではないのかという声もあります。

もちろん、同時に本部への報告はしていただくこととなると思いますが、緊急時、急を要する場合、指示を待つまでのロスタイムを考慮すると、対応も早くなるのではないかと考えております。

危険予測の段階での消防団の活動についてお聞きいたしますが、指示命令、情報伝達の許容範囲についての消防団の活動システムの整備について、いかがでしょうか。

○消防長（原藺照明君） ただいまの質問にお答えしますけれども、先ほども、市長が答弁されましたように、事前の命令あるいは迅速な連絡等による下命などをこれから研究いたしまして、公務災害認定につなげられるような考え方をこれから研究し、検討してまいりたいと思うところでございます。

以上です。

○9番（東 育代君） 防災については、自助、共助、公助とお聞きしておりますが、まずは自分の身は自分で守るのが大前提であることは重々承知しておりますが、御承知のように高齢社会になってまいりますと、皆様のお手を借りて自分の身も守るということとなるようです。地域防災計画が実効性のある施策の展開となることを願っての質問でございました。

次の質問に移ります。

空き地・空き家対策について。この質問は、私を含め、4人の議員が一般質問で市長の見解を問うようです。同僚議員と重複する部分もあると思いますが、御了承願いたいと思います。

先ほどから同僚議員も申しておりましたが、全国820万戸に及ぶ空き家に対して、特別措置法が全面施行されました。自治体では、治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕を勧告命令できると規定をしております。また、全面施行により、倒壊や衛生上著しく有害となるおそれがある

といったとき、特定空き家の持ち主に自治体が改善を求める仕組みがスタートしたようです。

そこで、特定空き家の現状と課題についてお伺いいたします。政府が示す特定空き家について、危険廃屋の解体費用の補助制度を利用する方もあるようですが、特定空き家に認定されるような放置空き家について、同僚議員の質問で答弁をいただいたところですが、本市の現状について、再度お聞きします。あわせて、本市の特定空き家についての課題とはどのようなものでしょうか。お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 平成26年6月議会におきましてお答えをいたしました本市の空き家は921戸、危険家屋は99戸であります。これは、行政嘱託員を介した初期調査での目視による戸数でありますので、このまま全てが特定空き家に当てはまるわけではない面もあるのではと考えております。

長期空き家などの課題についてでありますけれども、本市の空き家は、先ほど申し上げましたとおり、初期調査で921戸となっておりますが、空き家バンクについては、本市はまだ設置をしておりません。今後について、空き家の利活用について検討してまいりたいと考えております。

なお、これまで空き店舗等を活用した促進事業の実績としましては、平成25年度が8件、26年度が18件となっております。

○9番（東 育代君） 御答弁いただきました。今後、ますます増えることが予想される特定空き家となってしまった放置空き家について、所有者、管理者と連絡がとれなくなってくるような状況もあると思うんですが、連絡がとれないような特定空き家について、市の取り組みをお伺いします。

○生活環境課長（住廣和信君） 今後出てくるとは思いますが、現時点におきましては、相談等があつて連絡のとれない空き家は今のところございませんので、今後については、出てきた段階で対処していきたいと考えております。

以上です。

○9番（東 育代君） 次の質問に移りますが、危険廃屋と長期空き家の中で、危険廃屋以外の現状と課題についてということで、お伺いいたします。

空き家の現状については、住宅の供給過多と人口減少を背景に、全国的に増加傾向にあるようです。商店街振興対策補助金制度を活用して、空き店舗対策の一環として事業を始められた人もありますが、危険廃屋でない長期間利用目的のない放置空き家について、本市の現状をお聞きします。あわせて、本市の課題についてもお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたが、今後について、やはり空き家の利活用について検討していかなくやらないと考えております。

なお、これまでの活用の仕方としては、先ほど申しました、促進事業の空き店舗等を活用した促進事業の実績としては、25年度8件、26年度が18件に上っております。

○9番（東 育代君） 先ほどからの同僚議員での質問で答弁もあったわけですが、特別措置法に基づいて行政が解体、撤去した場合、所有者が費用の請求に応じない、あるいは、所有者と連絡がとれない状況が生じたときに、その土地は市の所有となるのか。市有地とするための課題があればお伺いします。

○生活環境課長（住廣和信君） ただいまの質問は、行政代執行を行った場合に、その費用を本来は所有者に対して請求するわけですが、それが取れなかった場合、その土地が市の土地になるかということでもあります。それにつきましては、個人の財産でありますので、それを市の所有にするということではできません。この法律の中でも、やはり手順としましては、指導、助言、それから勧告、命令、こういった手順をとっていくわけで、それについてはやはり慎重な手順となります。

それ以降に、もしなつた場合につきましては、今度は市で裁判、民事訴訟を提起して、裁判所の決定、判断に基づいた上で、公売なりということとは可能ではないかと思いますが、何分にも個人の財産ということで、相当慎重にやらざるを得ないと考えております。

以上です。

○9番（東 育代君） 大変厳しいということですが、ますます増えてきますし、また、

それなりの課題もたくさん出てくると思います。

次の質問に入ります。

空き地の管理についてでございます。梅雨時期になりますと、雑木や雑草が驚くほどの勢いで成長します。雑草で繁茂した空き地には、心無い人たちの空き缶やごみの投げ捨てなどがあります。犬のふんの放置や猫の餌づけをする人もおります。モラルを疑うような事態に不快な思いをお持ちの市民の方も多いようです。

5月25日からの市民と語る会でも空き地の適正管理について苦言がありました。市のほうにも苦情や苦言や、また相談があると思っておりますが、空き地の適正管理について、市としてのお考えをお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 空き地に雑木が繁茂していたり、犬や猫が住みついていたりにして、衛生上好ましくないところが見受けられます。甚だ隣近所、また社会全体として迷惑な話であります。本市におきましては、ごみ等の散乱、愛玩動物のふんの放置などの防止及び土地建物の適切な管理について、市民の手による美しいまちづくり推進条例に基づいて実施をしております。また、今のところ、所有者が市外の方で連絡がとれない方はございません。

ちなみに、空き地の草の繁茂等による相談件数は、平成26年度が72件、平成27年度が、現在まで7件に至っております。

○9番（東 育代君） 行政のほうから所有者に、あるいは管理者に連絡をとって除草などの指導はしていただいていることは承知しております。即対応してもらえるところだけではないようです。所有者の了解がないと、勝手には伐採できません。

市民の手による美しいまちづくり推進条例の制定はあるものの、また、先ほどから述べておりますが、空き家のことについても、特別措置法というものがあるものの、人口減少社会の中で、今後ますます空き家、空き地は増えてくることが予想されます。空き家、空き地の適正管理については所有者が責任を持っていただくことが前提ではありますが、所有者も世代がかわったり、管理する人も高齢になったりと、今後ますます厳しい状況となっていくことが想

定されます。議員として、また一市民として、市と一緒に住みよいまち、住み続けたいまちづくりの構築を願っての質問でございました。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時5分といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時05分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田清宏議員の発言を許します。

[17番福田清宏君登壇]

○17番（福田清宏君） さきに通告いたしました事項について、順次質問を行います。

一つ目のコミュニティ自動車の運行について質問をいたします。

現在、いきいきバスやいきいきタクシーが運行されております地区において、高齢化が進む住民の交通手段としての利便性をより以上に図るため、地区まちづくり協議会を中心とする運営協議会を組織し、10人乗りワゴン車を市が購入して貸与し、応分の必要経費を補助してのコミュニティ自動車の運行はできないか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後の質問は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

地域が主体のコミュニティ自動車は、地域住民の要望に応じての運行が期待できる反面、運転手の確保など、地域の負担も大きいものと思われま。また、コミュニティ自動車の運行に当たっては、バス会社やタクシー会社などの経営圧迫とならないよう、配慮も必要かと考えます。

地区まちづくり計画の中で、交通手段の確保を掲げている地区もありますが、現時点では具体的な取り組みをしている地区はないようであります。

導入に当たりましては課題もあるようであります

ので、地域と一緒に研究をしてみたいと考えております。

○17番（福田清宏君） 旧串木野市議会の時代にこの質問をした経緯はあるんですが、当時は一蹴されました。というのは、まだ人口がそこまで過疎化が進んでなかったり、高齢化が進んでいなかったりしたんだろうと思います。

ですが、今のこの時代にあって、どうしてもやはり地元交通手段が必要じゃないのかなということの思いながら、3年前に資料を取り寄せて、実施している市からですね、ずっと温めてきたんですが、やはりここはひとつ市長とやりとりする時期かなという思いがしての質問であります。

今、地区からの要望は私も聞いておりません。聞いておりませんが、いろいろと素人ながら見ていきますと、道路運送法の事業区分で、自動車による輸送で、自家用車で無償、乗車料が無料、こういう場合にはその規制の対象外という項目があるようでありましたので、あえてそのときでも車両の運用については市町村の車両による無償住民輸送ということの流れをとると、そういう形がとれるんじゃないかという流れがありましたので、あえて今回こう質問をしました。

そういうことでいろいろ考えていけば、質問をたくさん準備しておりますが、はしょっていきます。また体調のいいときにゆっくりと議論させてください。

この自動車の運行は、まず市が10人乗りのワゴン車を買って貸与するよと。それについてはコミュニティ自動車の貸与事業の規定を市もつくらないといけないでしょうけれども、するよと。あわせて、必要経費の半分以上は補助するからというのがまず前提にないと、先に進まないだろうと思います。

それを受けて、地区の、まちづくり協議会を中心と書きましたが、地区の有志でもいいと思います。そういうところでこの運行に関する事案をいろいろと検討していくと。今、市長が答弁されましたように、運転手の問題とか路線バスの問題とかいろいろありますが、やはり運営資金の検討、調達というのが一番だろうと思うんですね。もし地元でやるとす

れば、必要経費の2分の1、あるいはそれに近い資金を調達しなければならないというのがありますから。

ただ、公民館の負担金として均等割とか世帯割とかという方法もあるでしょうけれども、広報紙の配布委託を活用する中で、二十数万円なんだろうと思いますが、どの地区も、そういう委託料が入ってくるのもありますし、それをそういう形に使いえば、あとは健康づくり事業の交付金の活用、いわゆる特定健診が60%を超せば5万円プラス人数の100円とか、65%を越せば7万円のプラスアルファとか、70%を超せば10万のプラスアルファとか、こういう交付金もありますから、そういうのを活用したり、あるいは行く行くうまく回りだしたら、地域によってはスクールバスの委託料も運用していけるんじゃないか。そういうようなことや、いろいろ考えていきますと、何とか資金繰りがなっていくのかなど。それでも足らんとときには寄附に頼っていくとか、そういういろんな方法があると思います。

先ほど言われたように、継続的な運転手の確保というのが、1日何千円かの報酬しか恐らく出せないと思いますので、それを地区で手を挙げてくれる人がいるのかいないのか。

あるいは利点としては、運行のコースですね。コースを自分たちで全て決められる。あるいは停留所も全て決められるということになりますから、そういうことからすると、やはりこの制度が何とか形にならないのかなど。

まずは市長が、よし、やるところがあるなら、自動車の貸与をやるという気持ちになってくれないと、まずスタートが切れないと、こういう制度になるんじゃないかなと思うんですが、その辺についても一度御答弁をお願いします。

○市長（田畑誠一君） 高齢化社会がどんどん進行していく中で、より身近な住民サービスという思いからの御提案じゃなかろうかと思います。

そうだと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、やるとなったら、これはやっぱり運転手さんの確保とか、それから諸経費を幾らぐらい市が負担をするのかとか、あるいはもっと言わせてもらいまし

たら、民間事業所の圧迫にならないのかなどか、いろんな配慮すべき点があると思います。

いずれにいたしましても、地域の皆さんと協議しながら、これから研究をしてまいりたいと思っております。

○17番（福田清宏君） ぜひそういうようなことで、よく最近言われます買い物弱者とか交通弱者とかいう言葉がありますが、好きな言葉じゃありません。ですが、そういうこと等の解消をするためにも、やはりみずからの地区でみずからの足については検討していくという姿勢がそこに生まれれば、市長に対してのお話が出てくるんじゃないかなど。そういうことを期待しながら、この項を終わりたいと思えます。

次の2番目は、藻場造成とウニの除去について伺います。

一つ目は平成21年9月の定例会において、市内4漁業協同組合が一つの活動組織をつくり、藻場の造成、食害生物ウニの除去などの活動をすることを支援するため、環境生態系保全活動支援事業が初めて予算化されました。その活動の今日までの推移について伺います。

○市長（田畑誠一君） 今、お述べになられましたとおり、平成21年度から市内4漁業協同組合で組織されるいちき串木野市藻場造成グループの活動が始まりました。この活動は、平成21年度から環境生態系保全活動支援事業と銘打って始まり、平成25年度からは水産多面的機能発揮対策事業として、今年度も引き続き活動を行っております。

活動の内容は、ヒジキやホンダワラの母藻の設置、アマモの種まき及び移殖、ウニの除去、追跡調査であります。アマモの種まき及び移殖では、小学生と漁業者と一緒に活動し、つくり育てる漁業を学ぶ体験学習の場となっております。また、ウニの除去は、毎年11月から翌年2月にかけて、平均で年40回、2,900キログラムの除去活動を行っているのがこれまでの経緯であります。

○17番（福田清宏君） 新しい事業に継承されて、藻場の造成等々についての取り組みを多とするものでありますが、やはりこういう事業については追跡

の調査というのも必要じゃなかろうかと思うんですけども、以前は水中ロボットとか、いろんな形をとりながら、魚礁の場合は調査した報告を受けましたが、この事業についての調査というものは行われているものなのでしょうか、どうでしょうか。

○水産商工課長（平川秀孝君） 本事業につきましても、活動の成果等を確認しております、一部を除き、おおむねアマモの生育が良好で、アオリイカやコウイカ等の産卵を確認しております。ウニの除去につきましては、限られた区域での活動であります。漁業者のほうからも藻場の回復などの成果が上がっていると聞いているところでございます。

○17番（福田清宏君） 引き続きこの事業は推進していただきたいと思うことであります。

次に2番目ですが、串木野新港の建設に伴いまして、共同漁業権の一部が放棄された海域に、鹿児島県と一緒に鉄かごで覆った増殖プレートを設置して、藻を育成し、繁殖させて、各漁協の共同漁業権内に移設して藻場造成を行う事業はできないかをお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 共同漁業権が放棄された海域に藻場造成を行う事業はできないかという御提言であります。

市としましても、藻場の造成については水産資源を育成する上で重要であると認識しております。先ほどのいちき串木野市藻場造成グループによる活動に対する助成のほか、市の事業として、藻場礁の設置、藻場増殖プレートの設置事業等を行い、一定の成果を確認しているところであります。

御提言いただきました海域につきましては、港湾区域で管理者は県でありますので、県と協議し、今後、現在実施している事業の状況等を踏まえ、食害対策についても考慮しながら、関係機関と連携を図り、研究してまいりたいと考えております。

○17番（福田清宏君） ぜひそういう形での研究をお願いしたいと思うことであります。

魚つき林があったり岩礁があったりで、非常にいい藻場であり、仔魚、稚魚の育成にはいい場所ではなかろうかなと思っているところですが、今年の6月3日に国立研究開発法人水産総合研究センター西

海区水産研究所の視察研修をする機会がありました。藻場造成はウニの除去を並行してやらなければ効果がないとか、鉄かごで藻を覆った増殖プレートによる育成の試みが必要であると。なぜならば、食害はウニだけでなく、魚も食べるんだと。また、その映像も見てきましたが、藻を海中に落とすと、すぐ群がってなくなる。そういうふうな魚の食害というのがあるということやら、あるいは藻場は、魚もですが、イセエビの仔魚、稚魚のすみかとしても非常にいい環境となるということ等もあわせて学ばせていただいたところであります。

先ほどの水産多面的機能発揮対策推進事業や藻場環境推進事業、いろいろと、今、沿岸漁業に対する制度を行っていただいておりますが、こういうものと相まって、場所的には串木野新港の西防波堤の北側より陸地、地下石油備蓄基地の西側のおかのぎりぎりですね。沖のほうじゃなくて。そういうところに、前からもテングサが生えたりヒジキが生えたりした場所なんです。そういうようなことで、今はまた新しい港をつくって海流の流れが変わったりして、果たして適地がどうかは定かではありませんけれども、昔からのそういう状況を踏まえれば、そこに、さっき申しましたように、鉄かごで増殖プレートを覆って、それをそこに設置していくと。そこで藻を育成して繁殖をさせて、それを各漁協の共同漁業権のここと思うところにまた移していくと。そういうような事業が、さっき市長の答弁にありましたように漁業権放棄の海域ですから、今は県の管理の場所となっておりますが、こういうようなことで水産の用に供するということになれば、また県も少しなだらかな、緩やかな気持ちになってくれないのかなと。そういう思いもしながらの質問ではありますが、再度御回答いただければと思います。

○市長（田畑誠一君） 食害につきましては、魚によるものもあるんじゃないかと、あるという、今、お話でございましたが、県の調査でも、やはりウニだけではなく、魚による食害も確認されているようであります。

藻場造成については、沿岸漁業の一番の願い、基本であります。その場所として、共同漁業権を放棄

されたところで県の管理になっている、そこが適当な地ではないかというお話でありますので、先ほど申し上げましたとおり、県と協議をしまして、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○17番（福田清宏君） ぜひ一つ、そういう働きをお願いをしたいと思うことであります。この項終わって次に進みます。

三つ目は、原子力災害住民避難計画について伺います。

全面緊急事態となったときの避難・一時移転に際してのバス避難集合場所の指揮は誰がとるようになっているのか伺います。また、その指揮をとる人たちの訓練は行われているのかどうか、あわせてお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） バス避難集合場所での指揮を誰がとるのかというお尋ねだと思います。原子力発電所で事故が発生し、万が一、一時移転の指示が出された場合、自家用車による避難が困難な方はバス避難集合場所に参集していただき、バス等で避難することになります。

本市では、公民館ごとに細かくバス避難集合場所を設定しており、各自治公民館を中心に117カ所のバス避難集合場所があります。地区単位の集合場所ではないため、1カ所の参集者はある程度限られてくるものと捉えて、現在のところ、指揮をとる人は設けず、避難バスに乗車している市職員が乗車等の案内をすることとしており、避難訓練でも同様の対応をしております。

実際、全市民が避難となった場合、バス避難集合場所に職員配置することで、災害対策本部要員や避難所要員、バス乗員等の要員確保が難しくなることから、基本的にはバス乗員による対応となるものと考えております。

○17番（福田清宏君） この辺が、公民館の役員だとかまち協の役員の人たちがそういう訓練をするという流れは一つもうたってありませんから、恐らくそうじゃないだろうと思いつつながら、例えば、今のまち協の市職員の担当者が当たるのかなと思ったり、そういう思いがありましたので、今日はこうしてお尋ねをしたようなことです。こういうようなことは

随時、市民の皆さんにも、あるいは各まち協の役員の方にもお知らせしておくことのほうがいいんじゃないかなという気がするところです。

ですから、バスに乗って行った職員が当たるということになると、なかなかその訓練となると大変でしょうから、机上での訓練を繰り返すとか、あるいは出前講座じゃありませんが、職員でそういうような講座を設けてやるとか、いろいろと方法はあると思いますので。しかし、やっぱりそれがないと、いざ動けといったってなかなか動けるものじゃないと思いますので、ぜひ一つそういうことにも心して、そういうような訓練をやってほしいなと思うことであります。

次に、避難済目印の掲示や避難誘導の訓練等について伺いますが、この避難済目印の表示はどのようなことを考えていらっしゃるか。

ちょっとここに私の住む公民館が、今年で4年目になりますが、昨年、消防とお話をさせていただいて、こういうのをつくりました。これをポストの中に入れて、ぴろんぴろんしている家は誰もおらんぞという印です。このような形をこの避難済目印の掲示というのは意味されているのか。あるいは別に、何か書き物でも、あるいは木とかプラスチックとかを使って、そういうのを玄関先に掲げるということを意味しているのか、その辺についてお考えをお聞きしたいと思うことであります。

そして、あわせてお答えください。避難誘導の訓練等についてですが、市消防本部、消防団及びいちき串木野警察署等関係機関は、市民等の避難に当たり避難誘導を行うとありますが、この避難誘導の訓練というのも行われる予定があるのか、あるいはもう行った経緯があるのか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 避難の際は、今、集落の例をお出しになりましたが、本当にわかりやすいと思います。したがって、そのように玄関に避難済みの目印となるようなものを掲示して、自衛隊等による避難状況の確認に役立てることとしております。掲示するものはタオル等を今のところ考えております

が、特に、現在、指定はしていません。

なお、避難訓練に際し、これまでは避難済目印の掲示は行っていませんが、今後、避難に関する住民の意識向上を図る上からも、避難訓練において避難済目印の掲示などに対処していきたいと考えます。

また、避難誘導の訓練においては、これまでいちき串木野警察署の警察車両による避難車両の先導や交通誘導はもとより、県警による避難経路の要所での交通誘導などを行ってきています。今後は市職員や消防団員等も含めた避難誘導訓練に努めていきたいと考えております。

○17番（福田清宏君） さっきのここには世帯主の名前が入っているんです。非常に苦勞して、どんな形がいいのかということで、これは50センチあります。大体50センチあれば、このくらいがポストの中に入って、あとは出てますので、何とかなるんじゃないかと思って集落でつくられた目印なんです。これ、消防の御意見を、避難訓練やるぞということで消防に相談に行ったときに、こういうのが必要だよという消防の指導もあって、じゃあ私たちが考えてつくみましょうということで、こういうのができ上がった。今回、また近く、本浦の一集落が夏にやるということで、もうお聞きでしょうけれども、恐らく似たようなものができ上がってくるんじゃないかと思います。

そういう形で、実際、自主防災組織をつくる場所がまずそういうことで動かないといけないのかなと。そのためにも自主防災組織の組織化にもうちちょっと力を入れてほしいと思いますね。補助金もあるからいいですよ、本当に。聞いていらっしやればなおいいんですがね。

そういう面では、経費のある部分はそういうことから捻出できますのでね。早く自主防災組織をたくさんつくっていただいて、そして年に1回、この集落はやっていますが、そういうことで、実際やるよりほかにはないですよ。炊き出し訓練やったり、あるいは避難訓練とあわせて炊き出し訓練やったり、消防署を呼んでAEDの訓練をやったり、いろんなことをかみ合わせながらやってるんですけど、そういうのを目の当たりにさせることがいいことだと思います。

いますので。

もちろん、さっきお話があった出前講座も必要だろうと思いますけれども、会みずからがどこかの場所に動いてという、そういう流れをつくるにも、自主防災組織を組織化していくということのPRやら、公民館の役員の皆さんがおいやるところでは特にそういうことでお話されていけば、また組織化が進むんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういうことで力を注いでいただきたいと思います。

次に、在宅の避難行動要支援者は、地域の方の支援によって避難、またはバス避難集合場所に参集するという事になっているようではありますが、このことについての周知の仕方ですね。さきに配られました冊子でもって書いてあるからいいよということじゃなくて、やっぱり機会があるごとにこういうのを周知していかないといけないのではないかなと。要支援者が、通常、市に登録されているわけですから、その人たちの意識を啓発していくにも、やっぱりこういうときにもそういう人たちが動いてもらわなきゃいけないですよという、そういう意識づけも必要だと思います。そういうことで、周知の方法について何かお考えがあれば聞きたいと思います。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） ただいま御質問がありました、特に要支援者の具体的な支援ですね、これは本当に大切なことでもあります。実際、要支援者が決まった段階では、支援を必要とする方、支援する方にもそれぞれ文書というか、お手紙を出して、このようなときはこうしてくださいということは支援する方にもお手紙を出しているんです。

ですが、まずは自分の身の安全を確保してください、そして、それから支援を求める方に支援をお願いしますと。そういうことを毎年、支援者が決まった段階で各自に通知をしているわけですが、それはそうとしながら、地域全体の意識も大事ですので、今、御提言がありましたように、例えば地域の代表である自治公民会長さんあたりにも、そういう支援を改めてまたこちらもそういうときを見計らってお願いする必要があるのかなというのは、今、考えて

いるところであります。

○17番（福田清宏君） 公民館に要請があって、公民館で動いて、そして支援者を決めてという流れをとってますから、公民館はみんなわかっているんですよ。ただ、それが動く機会がないんですよ。訓練化、実践化ということですからね、実際やるには。だから、その辺がちょっとどうなのかなという思いです。

社協がやっています地区社協の中での活動の中には、高齢者の所在地をあらわす地図とか、そういうのをまち協が集めて社協に提出するという事業もあるんですから、そういうことからすると、高齢者の所在というのは各公民館はほとんどがつかんでいると思います。

あとは、要支援者と支援者とのかかわりが1年の中何も無い中で、果たして機能するかどうかということだろうと思いますので、その辺もひとつ、何かうまく、忘れないほどに動いてほしいということでの質問であります。

もうお答えは一緒でしょうから、これでこの項は終わりたいと思います。次に進みます。

4つ目は、空き家対策について伺います。空家対策特別措置法に基づく行政代執行による強制撤去について伺います。

強制撤去とそれに要する費用の負担についてですが、行政代執行権限の中に、家屋解体費はとりあえず市が負担するとありますけれども、これ、このとおり理解してよろしいんでしょうかと思ひましたの質問であります。

○市長（田畑誠一君） 今回のこのガイドラインによりますと、代執行は行政代執行法の規定によらないものでありますので、代執行に要した費用を強制徴収することはできません。すなわち、義務者が任意に費用支払いをしない場合、市は民事訴訟を提起し、裁判所による給付判決を債務名義として民事執行法に基づき強制執行に訴えることになります。

○17番（福田清宏君） 代執行が行われなければ、解体費用を市が負担するという事は発生しないわけで、民事訴訟いろいろあっての解体ということになりますと、やはりそこには相当時間がかかったり、

また、行く行くいろんな手だてが出てくるような気もしますね。

一文章の中に、家屋解体費の補助について、国の支援に基づき交付金に算定されるという項目がちょっと見えたんですが、こんなのありますか。どうでしょう。言えなかったら、またこの次でいいから。

○財政課長（満園健士郎君） ただいま、この法がこの内容についてずっと来ておるわけですが、税の関係とか、そういうのについて、今、逐次情報が入ってきておまして、この分については、今おっしゃるようなところについてもちょっとこちらのほうで把握していない状況であります。

○17番（福田清宏君） この解体が進んでいくと、何かの施策が国から出てくるんじゃないかと思いますが、こういうような活字を見た気がありましたのでお尋ねしたところです。また行く行くそういうことがあったときにはお知らせをいただければと思うことです。

次に、私の思いなんですけど、行政代執行による強制撤去と、それに要する費用の負担を今お聞きしましたが、例えば条例をつくる時にでも、土地を売却して、もちろん家屋を取り壊してですよ、土地を売却して、その売却したお金から解体費を引いたり、諸手続費用を引いたり、恐らく固定資産税も残ってるでしょうから、そういうのを引いたりして、残ったお金は歳計外会計で預かって、後日、所有者があらわれたら精算してやると。そういうような段取り的な話というのは明記できないものなんですかねと思ひましたの質問です。即座に答えられないかもしれませんけどね。ちょっと顔が曇りましたから、先に行きます。

条例制定のときに、あるいは法が施行されたので、そういう中を読んでいけば、こういうことも可能だよ、どうなのかなという、その辺がありませんかというふうに変えましょうね、質問をね。はい、お願いします。

○財政課長（満園健士郎君） 今、議員が仰せのように、今後、具体的にそういう状況が出てきますと、条例にうたってする、あるいはそのテクニックというか、手続的に、歳計外で一時預かって、それをそ

の所有者が見つかり次第渡す、それまで保管するといったことについても、この取り扱いはどうしたらいいかといったようなことも国のほうから指示があったりしますので、それらを参考にしてみたいと思います。

それと、先ほど私のほうで申し上げました財政上の措置のことでございますけれども、今、決まっております中では、財政上の措置を国は空き家の解体についての補助を行うとかいうのと、あと地方交付税でそれなりの措置を講ずるものとするところまではわかっておりますけれども、それを具体的に普通交付税でするのか、特別交付税でするのか、そういったところまではまだわかっていないというところでございますので、補足させていただきます。

○17番（福田清宏君） 措置法がこうして出てくると、いろいろと検討しなきゃいけない問題がいっぱいあるようで、私もいろいろ読んでいってもわからんところがいっぱいです。ですが、やはりその目的に沿った形で運用できるように、必要であれば条例にはうたっていくとか、そういう手法もまたとらなければいけないのかなというふうに思うことでありまして、質問をいたしました。

ちょっと通告にありませんが、さっきの同僚議員の質疑において、所有者と連絡をとれない空き家はないという答弁がされましたが、本当にそうですか。

○生活環境課長（住廣和信君） 今現在、うちのほうに相談等が来ております事案については所有者が判明しておりますので、今のところ、不明者はいないというふうに考えております。

○17番（福田清宏君） 本浦東公民館地内に空き家があるんですが、そこもわかっていますか。まあ、あとでいいでしょう。わかってなくて、いろいろ職員の人たち、ばたばたしてるので。そこもわかっていたら、今後いろいろ対応ができるでしょうから、私もまたいろいろとお話したいこともありますので、そういうことでこのことは先に進ませてください。

市が勧告をしても改善しない物件について、2016年度分から対象外とすると。これは建物が建つ土地への優遇策を外すという意味というふうに読みましたけれども、そういうふうにこれは理解していいん

ですか。

○財政課長（満園健士郎君） ただいまの内容につきまして、固定資産税の宅地に関する軽減措置というのがございまして、住宅が建っている部分についての宅地の評価を6分の1とか、そういうふうに下げるわけですけれども、それについて特定空き家というふうに認定されれば、軽減措置を外して高い評価額で見て、それなりの税金をいただきますよといったようなことになりますという意味でございます。

○17番（福田清宏君） その後に、自主的な撤去や売却、有効活用を促す狙いがあるということも付記されておったんですが、とすれば、やはり早期に条例を制定して、このことをうたいますか、どうされますか。

○財政課長（満園健士郎君） その部分の税制の改正につきましては、そういうふうになり、全国一律になっていくわけでございますけれども、この前提といたしまして、特定空き家として市が認定をするという作業がございますので、それらの市の取り組みとタイミングを合わせながら適用、あるいは条例化というのについては検討する必要があると思っております。

○17番（福田清宏君） それじゃあ、もう一つ。

いちき串木野市危険廃屋解体撤去工事補助金の交付の内容なんですが、この危険家屋の定義ですね。ここにはいろいろ書いてあるんですけども、現に住居その他の用に供しない建物で、危険を及ぼすおそれがあったり、建築基準法で主要構造部分が朽ちる等ということによっての使用不能ということに定義づけられているんですけども、あわせて、空き家対策の一つとするならば、空き家になって3年あるいは5年入居しない、していないということがあつた家屋について、この適用を求められたら許可してやったらどうなんですか。どうせ大変な状況になるまでそのままなんですよ、そういう家屋は。だからそういう、周りから、どうしてもこの家はという前に、もう空き家になって、そこに住む人は帰ってこないんだから、3年、5年空き家になりましたのでこの要項を適用させてくださいという申請があつたときには、もうよかつじゃなかですかね、適用して

やっと思っていますが、いかがですかね。

○生活環境課長（住廣和信君） 危険廃屋の解体撤去ということで、今現在、この交付要綱に定めまして、今、議員が仰せの定義の中で危険廃屋、特に周囲に危険を及ぼすおそれがあるということが大前提ということで、私どものところで今、交付をしてるわけですが、やはり道路に面していたり、あと瓦等が落ちてくる、そういう危険廃屋がこの場合は対象となっておりますので、3年、5年たったぐらいではちょっと危険廃屋ということにはならないということで、この要項では対応できないのかなど。そういうことになりますと、また別の制度ということを考えないといけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○17番（福田清宏君） 3年、5年、それ以上たったら、所有者がかわったり、大変だと思うんですよ。だから、3年か5年ぐらい継続して誰も住まなくなった家屋、空き家については、こういうような制度を当てはめて、その希望があったときにはやったらどうなんですかね。そのことのほうが健全ですよ。屋根がどうの、壁がどうの、いけんかしてたもんせと言われてからという話じゃなくて、それ以前に、家主が言うことなんだから。周りが見て、あるいは市の職員が見て、まだ構造も大丈夫だから、この家は危険家屋じゃないという流れでしょう、今の定義はね。

そうじゃなくて、もう廃屋で、空き家になるんだよということが3年、5年で実証されてるという家屋については、同じような制度で適用してやったらどうなんですか。そんな思いで質問をしています。

そうですね、後ろからちょっとありますけど、6分の1の優遇策もなくなるんですよ。だから、3割自治に及ばない状況の市でありますから、その辺も考え合わせていくと、やはり何らかの形が。その分は返ってくるんじゃないですかと思いますが、何か御答弁があれば、ひとつお答えください。

○副市長（石田信一君） 福田議員の説のとおり、さまざまな課題が出てきております。実は、このガイドラインが施行されたのが5月26日。図らず

も、ちょうどそのとき、県下の19市の副市長会がございまして、その中でもこの課題が出てまいりました。

現在、各市においても6月議会が行われておりますけれども、6月議会で条例改正、あるいは9月議会、場合によっては県のほうも7月のころに説明会等もあるようでございます。そういった中で、今回のガイドラインに基づいて、私どものまちにございます市民の手による美しいまちづくり推進条例、これにつきましても全て包含できているとは思っておりませんが、その中でこれを活用しながら、条例制定も新たなものをつくるか、あるいはこれを補足するか、そういったものを踏まえながらそういう対応ができればと考えておりますので、今後の課題というふうに捉えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○17番（福田清宏君） 他市の動向なんていうのはどうでもいいんですよ。やはり本市独自の施策としてどれが一番いいのかなということを求めて、ひとつ努力してください。お願いしておきます。

次に、五つ目ですが、土川小学校の現状について伺います。

土川小学校が廃校となって、その施設を使用する企業が進出したとの説明を受けてきましたが、現況について伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 土川小学校は平成22年3月の閉校後、地元や有識者の方々を交えた土川小学校跡地施設等活用検討委員会を設置して、活用方法を検討してまいりました。

申し出があった民間事業者によるフリースクールとして平成23年4月から貸し出しを行いました。諸般の事情により、平成24年9月で撤退したため、外部検討委員会を経て公募を実施し、鹿児島市のインターマン株式会社が平成25年4月から自然科学研究所として活用をしているところであります。

当初、独自の溶液を活用した海ブドウの養殖及び黒ニンニク生産の研究を行っておりましたが、担当者の異動で、昨年9月から常駐者が不在となっております。その後、この6月から新たな担当者が常駐し、ハウレンソウなどの水耕栽培システムの研究

を開始したところであります。

○17番（福田清宏君） ちよっともう、後に進出した企業がやめたんじゃないかというお話も風の便りに聞こえてきたものですから、その後どうなってるのかなということでの質問であります。

もう二十数年前になります、土川小学校を海の青少年研修センターに、冠岳小学校は山の青少年研修センターにという構想でもって一般質問したことを思い出すところでありますけれども、その時期が来ましたね。片や廃校、片やほとんどが特認校生という。

今、市内の小中学校が宿泊研修とか1日研修とかで行っているのは、川内だとか薩摩自然研修センターとか、そういうところなんですよね。であれば、自前でそういうのを廃校利用として行う気概もあっていいんじゃないかなと。そうすることで、地域に子供たちが出たり行ったりすることが、また地域の明るい顔が見れるんじゃないかなという思いもして、もし、その後、進出する企業が止めていけば、二つ目の質問をということで組み立てたようなことです。

ですから、今後、また同じようなことで、少子高齢化はとめられませんし、過疎化も進んでいくでしょうから、そういう中であって、土川小学校と同様な道をたどる学校が出てこないとも限りません。そういうときには、ぜひともそういう子供たちが集う場所として、何らかの形の活用策を生み出すことができないものだろうかということでの質問であります、仮定の話になってしまいましたが、もしよろしければ、活用策として何かお考えがあれば、お示しをいただきたいと思えます。

○市長（田畑誠一君） 青少年の健全育成研修というのは、これは私たちに課せられた課題であります。今、私も記憶にありますけれども、お述べになられましたとおり、冠岳を、たしか青少年健全育成錬成道場にしたらどうかという、市議会の頃、一緒にお話しした記憶がございますが、そういうお話もあって、とても大事なことだと思います。

土川小学校に限って申し上げますと、今言われた青少年研修センターあるいは福祉施設を直営で設置したらどうかという意見も出ました。また、活

用検討委員会でも、直営による宿泊体験型施設とか、あるいは企業誘致など、民間への譲渡も検討された経緯がございます。

その結果、先ほど申し上げたような経緯をたどってきたわけでありますが、とりあえずは現在、インターマンのほうの契約が30年3月末までとなっており、したがって、当面はこの現状での活用を予定をしているところであります。

○17番（福田清宏君） 土川小学校についても、いち早く、さきの市長の答弁にありますように検討委員会が立ち上がったものですから、私たちが口を挟むいとまはありませんでしたね、残念ながら。そういうこともあって今日に至っているわけですが、ひとつそういうような思いがして、やっぱり青少年研修センターは、どこが主催しようが、本市のどこか1カ所ぐらいには、あるいは山と海と両方でもあっていいんじゃないかなと。そして、その地区に学校が消えて、お年寄りが寂しい面もあるかもしれませんので、若い子供たちの姿を見せて元気をつけていくということもまた必要な時代に来るのかなという思いで質問をいたしましたので、そういうことで今後の流れの中に取り入れていただければありがたいと思うことであります。

これで全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、福田道代議員の発言を許します。

[3番福田道代君登壇]

○3番（福田道代君） 私は日本共産党を代表して、通告しております3点について質問をいたします。

まず最初に、川内原発1・2号機の再稼働問題に関して伺います。

福島原発事故から4年目に入りました。先日、福島の20キロから30キロ、いわき市久之浜、富岡町、双葉町、そして楢葉、この地域に私は行ってまいりました。福島県では、現在、避難者が12万人、そして、県外への避難者は4万人、また、孤独死は1,700人とされており、

第1に、事故レベル3がまだ継続中であるにもかかわらず、国民の関心は薄れつつあるように見えておりました。放射能汚染水の漏えいという、チェル

ノブイリ事故でもなかった異例の事態に収束のめどが立っていませんし、放射性廃棄物の中間貯蔵も大きな問題となっています。福島県内では、地元新聞の1面トップは、毎日大抵、原発事故関係が占めています。

川内原発再稼働前にしている鹿児島では、原発関連事故は報道されていますが、西日本ではマスコミの話題になる機会もとみに減っていると聞いております。

九電は、川内原発の1号機は7月下旬に、2号機を9月下旬に再稼働を目指しておりますが、これも変動的で、安全に担保したものではないという規制委員会の認識に住民は大きな不安を抱え、原発への不信は高まり、世論の多くが再稼働に反対をしています。

再稼働前に、国、県、そして九電と30キロ圏内の自治体の主催による実効性のある住民参加の避難訓練を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解を伺います。

続いては下の席からの発言といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田道代議員の御質問にお答えいたします。

原子力防災訓練は、原則、毎年行われることになっており、福島第1原発の事故以降、平成24年8月に県の主催により羽島、旭地区のほか、ゆくさ白浜、さるびあ苑の計54名、また平成25年10月には、国の主催によりUPZ圏内の9市町が参加した訓練が行われ、本市では野平、本浦、照島地区のほか、潮風園、光里苑の計92名の参加を得て避難訓練を実施しました。

本年度も県の主催により、川内原発から30キロメートル圏内の9市町が参加して避難訓練を行うこととなっております。

なお、全市民が一斉に避難訓練を行うことは、現実的には困難であると考えますので、年次的に数地区の住民の方々の参加をお願いをして四、五年間隔で全ての地区の住民の方々が避難訓練に参加できるように努めてまいります。

○3番（福田道代君） 今、市長の答弁にございま

したが、1回は国も含めて全体での避難訓練といえますか、いちき串木野も参加して行っておりますが、余りにも人数が少なかったというのが実態じゃなからうかと思えます。

そういう中で、私は福島に参りまして、いわきの地域の方々と懇談をいたしましたときに、安全指針、そして避難計画が具体的になかったと。避難訓練はもちろんしていなかった。その方は障害者施設を持っておられる方で、そこにいる人たちを本当に安全に避難するということができなくて被曝をさせてしまった。また、もう一人のお寺の住職は、これは檜葉から子供たち、その方も障害者施設を持っておられたんですけども、子供たちをいわきに連れてきて、そして四十数人の合同生活が始まった。避難をするにしても、もう道路は自動車でいっぱい、20分で行けるところが5時間以上もかかって、なかなか進まなかった現状もつぶさに伺ってまいりました。

そういう中で、原発事故における避難ということは、要するに放射能による住民の被曝を避けるということが目的だと私は思っております。そのためには、原発から放射能物質が放出される前に避難するのがベストなんですけど、放出された後では被爆量を最小限にするような防御措置が求められますし、そうした措置を講じなければなりません。

いずれにいたしましても、わずかな、数時間の迅速な対応が求められるわけですが、そういう中で本当に原発を再稼働するに当たって、実際に全体が動く、これはまちづくり防災課長にも言ったんですけど、県とかいちき串木野だけでもできませんかという話もしたことがございますが、しかし、全体がどういふふうな動きで、一人ひとりがどう車に乗って道路に出ていくということが決められていなかったら、なかなか。これは口永良部の状況からも皆さん方も御承知のとおりで、20年にわたってきちんと訓練をやっていた結果、あそこは火山の噴火で、原発の放射能の影響はないわけですけども、しかし、原発というのは、放射能というのは目に見えないものですから、後からさまざまな影響を私たちの体や子孫に残していくという、このことから私たちは子供たち、そして市民を守らなければならない

い、まして市長はそういう立場に立つ役割というか、責任もあると思います。

そういう中で、鹿児島県の伊藤知事は15日に、川内原発の過酷事故を想定して5月に予定していた原子力防災訓練について、時間的に難しいと述べて、再稼働後にずれ込む見込みということも言われました。

しかし、再稼働後にどうしてできるのかというのと、九電が今、いろんな検査があつて、それに対応でき切れないという話も伺っておりますけれども、これはやはり国として原発を再稼働させていくという状況のもとにあるわけですから、国と県と市がやるべき問題だと思います。

そして、昨年11月6日に市長は、伊藤知事に対して、国、関係市町の連携を強化しながら、適切な役割分担のもとに充実を図るとともに、原子力防災訓練などを通じてその実効性を高めることという要望もされております。これは九電の社長にもなさっておりますけれども、こういう内容も含めてきちんと、やはり私たち市民の命を守るという立場から、この内容について、もう一度見解をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 福島原発事故みたいな事故、あのようなことはあつてはならないんでありますけれども、今、福田議員がお述べになつておられるように、もしものことがありますと、これは極めて短い時間に避難をしなければいけない。そのためには、かねてから実効性のある避難訓練をする必要があると思います。

実効性のある避難訓練といいますが、やはり何とないにしても、今、国、県、市とおっしゃいましたが、県、関係市町、それから事業所の九州電力はもとより、警察署、自衛隊、消防団のほか、医師会、県バス協会などなど、多様な団体の参加協力が必要だと思います。したがって、このような多様な団体が参加して避難訓練を行うためには、どうしても県が中心となつて開催することが必要であるというふうに捉えております。したがって、今後も実効性のある避難訓練のために、県の計画に基づいて避難訓練を実施してまいりたいというふうに考え

ております。

○3番（福田道代君） 今、県と一緒になつてということで、県と一緒にというようなことで市長は避難訓練ということでは言われましたけれども、具体的な日程というのとか、そういうお互いの話し合いというのは行われているのでしょうか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 訓練の具体的な日程、内容等ですが、これにつきましては、先ほど議員からありましたように、5月の段階で延期するということがありました。その後は特段、県のほうからは協議の場を設けられておりませんので、それはまた県のほうで計画されて、関係市、町も当然そうですが、関係団体にも全員呼びかけて、話し合いがなされるというふうに思っております。

○3番（福田道代君） 福島の原発事故では、30キロから45キロの飯館村まで避難指示が出ていたんですけれども、川内原発からの避難は、30キロ圏外に出ればよいというような内容になっております。

そして経路にも、地震とか大雨の際に遮断される予想がある道路ですよね、270号線も、3号線も。そういう複合的な災害に見舞われるというような状況も、本当にこのいちき串木野の避難は困難だと思つております。

そういう中で、昨日の同僚議員の話にもございましたが、川内原発の周辺の風の向きも、どちらかといえば南のほうに風が吹いているというような状況もあつて、三つのそういう避難経路はつくつていらっしゃるんですけれども、なかなかそれがうまく機能するかどうかというの、やはり訓練があつてこそこれがかめるわけで、時期によって、季節によつても違つてまいりますので、その点などはやはりきちんと早急にやるということと、同時に、なぜ今、私が言つてるかというのは、再稼働前にして、再稼働があつた段階で、本当に再稼働自身も、長年原発はストップしてるんですよ。今、定期的な検査に入ったわけで、動かす状況と違つて、長い間ストップして、本当に何が起るかかわからないような状況があつて、7月4日にはウランを入れるというような報道もされておりますけれども、そういう実態を見たときに、やはり市民の人たちは不安がら

れます。

そして、もう一つ問題点があるのは、佐賀とか長崎とか福岡3県の避難計画は、全市民が一斉に避難する。最悪の場合も含めて、52通りのシナリオが示されているんですけども、鹿児島県は13通りのシナリオしか示されておりませんし、30キロ圏内の住民が一斉に避難するという最悪の事態を想定していないということなど、重大な問題点もございます。ほかの自治体と比べて、最もずさんで実効性に欠ける避難計画しかない川内原発の再稼働がまず第1にやられようとしているということでは、本当にこのままでいいのかなと、そういうふうに思っています。

私がいわき市に行きましたときに、精神障がい者の方たちが多くおられた施設だったみたいなんです。それで避難をした、そのときに、避難の人たちが薬を十分に持っていかなかった。その薬が切れたがために発作的に自殺をした、薬が合わなかったために全身に発疹が出て亡くなった、そして、精神的に不安定な状況が続いているということも言われておりました。

やはりこの問題というのは、要支援者だけでなく、いろんな市民も含めて薬を飲まれてる方というのはたくさんいらっしゃいます。高齢者だったら本当に1日、先日も私のところに電話がかかってきて、1日、うちの夫は甲状腺がんで朝昼夜と10錠ずつの薬を飲まなければ生きていけないんだと。その人が避難をしたときに一体どうなるんだと、このような声も聞こえて、私のほうに電話がかかってきております。

それぐらい市民の人たちは、今、病気の問題、避難先はどういう状況にあるのかという不安があると思うんですけども、そういう中で、今日の南日本新聞の「記者の目」の中に、いちき串木野市は今月から原子力防災ガイドブックを市内の全世帯に配布して、隣接市にある九州電力川内原発で事故が起きたときに備えて、指宿市や南九州市などの避難先85カ所を示した施設ごとに三つのルートを用意して、道路交差点の名前とか曲がる方向など、写真を交えて詳しく紹介している。地図が苦手な私でも迷わず

に行けそうだというような、本当にこういう冊子というのは大事なんですけども、この冊子を使って、やはり市民たちは。きのうも同僚議員に言われましたけど、出前講座とかいろいろなそういうのも実際大事ですけど、実際そこで、それを使って動いてみるということがもっと必要じゃないかなと思いました。

今、この手続がどんどん進められているんですけども、再稼働に大きな不安を抱えながら、道しるべとなるような現実的な対応を模索する周辺地域の苦悩というか、このいちき串木野の方々も、私たち議員もそうなんですけれども、市の職員の方々、市長も含めて大変な思いをしているとは思いますが、そこにやはり責任をとっていくというところでの立場、そして、九電や県はしっかりとこれをやれという、その声を、市長も職員の皆様方も上げていただきたいなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 今、要援護者の方々とか、いろんな方々のお立場というのをお話しになりました。確かにいろんな課題があると思います。

この間の福島原発事故、津波のときに非常に話題になりましたが、釜石の子供たちはほとんど犠牲にならなかった。「津波てんでんこ」というんですかね。「津波」と言ったら、みんなが思い思いそれぞれ自分で避難しなさい、高台に上られという訓練をしょっちゅうしていたわけですね、彼らは。学校の教育で避難場所の確認の図面を書いたり、そして彼らは市が指定していた避難の3階建てのビルですか、あそこにいたんだけど、魚釣りしとってですね、何人も。あそこまで逃げたと。これは津波だとしても誰かがその中で、「いや、ここも危ない」と言ったらいいんですよね。それで「山へ行こう」と言ってその子供たちが動き出したら、全部大人も連れられて動いていった。だから釜石のほうは余り犠牲がなかったわけですね、子供たちは。その奥にあった学校の子供たちは何十人も犠牲になったわけです。ここまでは来ないだろうと思っていたと。

だから、事ほどさように、日ごろの訓練というのが非常に大事だと思います。いろんな機会を捉えま

して、先ほど申し上げましたとおり、本当に実効性、本当にというのは言葉が悪いかもしれませんが、実効性のある避難訓練というのは、やはり県を中心にして、警察、消防、医師会、バス協会、全ての皆さんを網羅した形で訓練をしなければ、実効性のある訓練につながらないと思います。

ただそこで、今ずっとお述べになっておられますとおり、大事なことは、我々市民一人が常にそういう心構えを持ち続けるということが大事だと思います。折に触れ、そういった面での指導といいますか、声かけをしていきたいというふうに思っております。

○3番（福田道代君） 早い時点でそのような訓練を行っていただいて、そして、実際にどういう現状になるのか。今は梅雨時で、いろんな問題もまた、がけ崩れの問題とかいろいろ起こっておりますけれども、JRが不通になったりとか、そういう現状をきちんと、いつの時期はどうなるということも含めてつかんでいていただきたいと思います。これはこの点で終わっていきたく思います。

次に、二つ目なんですけれども、屋久島町の口永良部の新岳が爆発をいたしました。噴煙は9,000メートル以上に達し、火砕流が島の南西方向の海岸まで到達をいたしました。口永良部の噴火では事前の火山予測ができずに、島民は突然の避難を強いられました。

これまでも地震に対する指針はございましたが、火山に対するものはありませんでした。さまざまな提言を受けて、2013年の3月28日、原子力規制委員会より原子力発電所の火山評価ガイドの概要が示されました。口永良部島は、九州電力が川内原発の再稼働の前提となる新規制基準の適合性審査の申請で取り上げられた川内原発から160キロ圏内にある火山の一つでございます。

原子力規制委員会が火砕流到達距離としている160キロ圏内には、将来活動する可能性がある火山が口永良部島を含めて14火山ございますが、口永良部の噴火に際して川内原発の火山影響評価と火山のモニタリングについて、再稼働の前に、九電と国、そして県に対して具体的な説明を求める、その開催を行うべきではないかと思うんですけれども、いか

がでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 火山の影響評価等についての御質問であります。適合性審査においては発電所運用期間中のカルデラの破局的噴火が発生する可能性は十分小さいとされ、継続的に確認するため、火山活動のモニタリングを行うことや、状況変化による運転停止措置が確認されたところであり、引き続き監視体制に係る検討が行われているところであります。

火山の影響も含めた安全性の確保につきましては、基準の要求事項やその対応も含め、規制委員会の専門的、科学的な判断に委ねられるものであると思っております。

また、九州電力に置かれては、徹底した安全性を追求しながら、市民の不安解消のため、引き続き理解を得られるよう、及び信頼性の向上に努力を尽くす必要があると考えております。

○3番（福田道代君） 今、市長がお述べになっておりますけれども、この保安規定の審査ですね。九州電力が通常の火山のモニタリングのデータをチェックすれば、巨大噴火の数十年前前に噴火の予知ができるということを前提とした火山活動のモニタリングについての手順を申請いたしました。原子力規制委員会、規制庁は、火山の専門家の意見を全くこのとき聞かなかつたんですね。そういうことを聞かないで、九電の申請を許可をいたしました。

日本の著名な火山の専門家の方々が困難であるということで、九州電力には可能であるという不可解な状況だということ。全く予知できない保安規定の審査については、意見書も地元説明も何も聞かされていず、原子力の保安委員会及び九州電力が説明をして、火山の専門家による助言を求める機会がこれからもっと必要ではないかということが言われております。

この中で、特に火山の専門家は新聞やテレビ、科学雑誌のメディアを通じて、早くから巨大噴火の前兆を捉えることの困難さを指摘しておりました。噴火の予知とか予測を前提とした火山ガイドの問題点を指摘し続けてまいりました。日本火山学会が原子力問題対応委員会を立ち上げたのは4月29日で、既に予知予測の困難などの問題を指摘しておりました。

そういう中で、実際に、もっと早くこのことについて言わなかったんだというような言い方をしているのが原子力規制委員会の田中俊一委員長ですが、田中俊一委員長はこのことの火山学者の意見は全く無視をしたという状況で、現在、世界的にもそうですけれども、日本の火山も活動期に入っているような状況になっております。

そういう中で、市長、事前に予知できるというような火山学者はいらっしゃると思われませんか。

○市長（田畑誠一君） 学者の皆さんのいろんなお考えというのを私が把握はしておりませんが、それぞれ専門のお立場で熱心に研究をしておられると思っております。

今、福田道代議員のほうから火山リスク対策は不十分ではないのかという意味での御質問であります。適合性審査では、過去の噴火履歴やマグマの状況などから運用期間中の火砕流等の影響の可能性は小さいものとして、また、火山活動のモニタリングや状況変化による運転停止などの措置が確認されたところでありまして、

安全性の確保につきましては、これは大事であります。基準の要求事項や、その対応も含め、規制委員会の専門的、科学的な判断に委ねられるものと思っております。

いずれにいたしましても、徹底して安全性を追求し、市民の不安解消のため、引き続き理解及び信頼性の向上に努力を尽くす必要があると考えております。

○3番（福田道代君） 今の市長の答弁でございますが、それは今の現実に学者の方たちが言われておりますのは、もう少し理解していただきたいと思うんですけども、実際に、口永良部の噴火もそうですけれども、事前の予測はできていない。23年前に1回噴火をしていますけれども、事前の予測ができないというのがあの御嶽山とか、そして浅間もそうですけれども、桜島もどういふふうにならなっているかわからない状況で、そういうことが現実、今の学者の中では予測できないという事が学者の中の一般的な意見でございます。そういう中で安全だと言っている九電は、実際にそのモニタリング

をやっていない。そのことがやはり私たちを不安にしているんです。

事前の火山予測ができなくて、そして口永良部の島民は突然の避難を強いられたわけですが、川内原発は始良カルデラなどのカルデラ火山の巨大噴火の影響が本当に大きく懸念をされて、第1番目に、九電が再稼働するということが余りにも考えられない事態になっているというのは学者の方たちも言われております。

新規制基準の火山影響評価ガイドは、噴火の前兆現象があった場合に、原子炉を停止して燃料を搬出するんですね。燃料を搬出するというのは、川内原発で原子炉として使った使用燃料も5年間は水の中に保管をしておかなければ爆発する。容器に入れて移動できないんですよ。

ということは、今、もし火山の爆発があったときは、それは川内原発まで来るかどうかはわかりませんが、今、いつどこで起こってもおかしくないような、日本の国はそういう火山があちこちで噴火しています。そういう現状をきちんと認識をした上で、やはり科学者、火山学者の意見にきちんと耳を傾ける、そういう人たちのお話を聞く機会をつくってもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） その前に、先ほど申し上げましたが、火災影響評価につきましては、適合性審査においては発電所運用期間中のカルデラの破局的噴火が発生する可能性は十分小さいとされ、継続的に確認するため火山活動のモニタリングを行うことや、状況変化による運転停止措置が確認されたところであり、引き続き監視体制に係る検討が行われているところでありまして、

今おっしゃいました火山の影響も含めた安全性の確保については、基準の要求事項や、その対応も含め、規制委員会の専門的、科学的な判断に委ねられるものと思っております。市において説明会の開催を求めることは考えておりません。

○3番（福田道代君） 先ほど、規制庁によるちゃんとしたモニタリングができていていると思っております。川内原発はきちんとした巨大噴火

についての観測経験はございませんし、噴火の予測は困難と火山の専門家の指摘も受けております。

原子力規制委員会、規制庁は、巨大噴火の予測が困難であることを前提に、何らかの前兆現象があれば、空振り覚悟で対処させ、これを原子力規制委員会、規制庁の責任で対処させるということを発言しているんですけども、そのような事が起こって対処しても、私たち市民は全く大変な状況に置かれるんではないでしょうか。

この問題はここまでといたします。ただ、本当にきちんとしたモニタリングをしていく必要があるというのは、川内原発は特に言われている一つです。そういうことを御承知いただきたいなと思います。

○議長（下迫田良信君） どうぞ、続けてください。

○3番（福田道代君） 続けて、国会で今審議中の安保関連法案について伺ってまいります。

今年はアジア太平洋戦争から70年です。この節目の年に当たって、南日本新聞でも6月17日から鹿児島大空襲の特集が始まっております。本市でも、市来の海岸から羽島の海岸を焼き尽くすような空襲が終戦まで連日行われたと私は聞いております。

安倍首相は、国会に法案も提出していないのに、4月29日にアメリカ議会で今年の夏までに成立させると大見えを切って公約し、今、国会に安全保障関連法案を提出いたしました。国会では、この安全保障関連法案の根底が、今、問われておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） いわゆる安全保障関連法案につきましては、これは国民の生命を守る、そしてまた日本の将来をしっかりと確立すると、あらゆる角度から政府として国民に対して十分な説明を行うとともに、国会を中心とした国政の場において、さまざまな立場から、国民が理解できるよう、具体的な議論が行われるべきものだと考えております。

○3番（福田道代君） 日本国憲法の第99条は、公務員に対して憲法尊重擁護の義務を課し、第98条で、この憲法が最高法規であって、これに反するものはその効力を有しないとされております。

しかし、提出をされました安保関連法案については、6月4日の衆議院の憲法審査会において、3名

の参考人からいずれも違憲との判断が下され、さらに自民党OBの大物政治家らも、村山元首相、河野元衆議院議員議長からも違憲、撤回の意向が示されました。

この安保関連法案は、戦後70年、現日本国憲法のもとで、一度も殺し殺されもしない平和国家日本を根底から揺るがすものとして、私たち日本共産党は戦争法案と名づけ、断固反対をいたしております。戦争法案の国会提出から1カ月がたちました。破綻は明らかになってまいりました。廃案しかありません。

8日、世論調査の読売の戦争法案の今回成立に対して、反対は59%。前月比は11%でしたから、急上昇の反対が起こっております。12日の時事通信でも、廃案に12%、慎重審議に68%、今国会に否定的な声が8割を超えております。

このような戦争法案には反対をしていくのが、これは国の問題ですけれども、地方から、そして若者たちが戦場に送られることがないよう、私たちは安保関連法案は阻止をしていくということを皆さんに訴えたいと思います。昨日でしたか、93歳の瀬戸内寂聴さんが国会前の集会に参加をしておられました。二度と戦争を繰り返してはなりませんと訴えておられ、座り込みをされておりました。その姿を見て、私もやはり、私たちが今、本当に、そういう意味ではきちんとした認識を持つ、憲法9条を守るということでは大事なときではないでしょうか。市長、もう一度答弁をお願いいたします。

○市長（田畑誠一君） 世界中でさまざまな動きがある中で、我が国の防衛ということ、国民の生命、財産を守る、そしてまごうことなき将来の日本の構築のために、国は防衛という専権にかかわることでありますので、国の安全保障の根幹にかかわることでもあります。国政の場で十分に議論をして、国民の理解を得るための説明が尽くされるべき案件だと考えております。

○3番（福田道代君） 今の市長の答弁で一応わかりました。国の問題として、それは市民の皆さんもやはり一緒になって憲法法案はストップをさせていくということが私たちの役割だと思います。

三つ目に入ります。本市の基幹産業である農業の政策について伺ってまいります。

まず、農業改革関連法案が国会で審議をされ、政府与党は6月中旬には衆議院を通過させ、今国会での成立を目指すとして審議を急いでおりますが、この法案は、戦後、農政の基本になってまいりました農協、農業委員会、このような農地制度を根底から覆して、家族農業中心から企業が支配できる農業につくりかえようとするものです。

いずれも、農業や農村の現場から出された改革ではなく、財界も踏まえて安倍首相が上から押しつけたものですが、市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 今、福田道代議員がるるお述べになられましたとおり、農協改革関連法案につきましては、農協改革、農業委員会の改革、農業生産法人要件の見直し、この三つがお述べになられたとおり大きな柱として盛り込まれております。

この改革の背景には、我が国の農業、農村を取り巻く状況が農業者の高齢化、耕作放棄地の増加、農業所得の減少などが進行するなど、厳しさを増していると言われております。このため、農業、農村の所得倍増を目指すことにより、若者が展望を持って営農を継続することができる農業、農村の創造が重要と考えられます。

いずれにしましても、農協、農業委員会など各組織は、時代に合った柔軟な対応を行う必要がありますが、これらの改革の主人公は、福田道代議員がるる申されましたとおり、まさに農家、農協組合員の皆さんであります。国の方針を丁寧に説明し、意見をしっかりと上での改革でなければいけないと考えております。

○3番（福田道代君） 今の農業の改革というものは、やはりこのいちき串木野の農業も潰すし、市民の生活も大変な状況に追いやっていくということが明らかでございますが、そういう中で、農協法の改正案を審議している衆議院の農林水産委員会では、今月の8日に石川県金沢市と山梨県昭和町で地方公聴会が行われておりました。そこで意見陳述人として出席をいたしました農業関係者からは、改正案について、今、市長もお述べになりましたけれども、

現場の実態とはかけ離れた別のものであって、財界からの要求を踏まえて安倍政権が上から押しつけたものであり、安倍総理がJA全中が農協の自由な活動を拒んでいると述べたことについて、そのような実態はありませんということで反論をされております。

政府が担っている準組合員、私たちがJAからAコープで物を買ったり、農業者以外の人ですけれども、それとか、農協の保険に入ったりという、その利用制限に対して、住民生活に大きく影響する、絶対に認められない、地方創生に逆行するものだと批判がされております。

このいちき串木野市でも、JAは市民生活にとってかけがえのない役割を担っておりますし、農協法改定で地域は衰退しないのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたが、この農業改革の背景というのは、我が国の農業、農村を取り巻く状況が、福田道代議員もずっとお述べになっておられますとおり、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加、それから農業所得の減少が進行するなど、厳しさを増している、これが農業改革の背景にあると言われております。このため、農業、農村の所得倍増を目指すことにより、若者が展望を持って営農を継続することができる農業、農村の創造が重要と考えております。

いずれにいたしましても、農協、農業委員会など各組織は、時代に合った柔軟な対応を行う必要がありますが、これらの改革の主人公は農家、農協組合員の皆さんであります。国の方針を丁寧に説明し、意見をしっかりと聞いた上での改革でなければなりませんし、地方創生につながるものでなければならぬと思っております。また、そのことを目指していると思っております。

○3番（福田道代君） やはり地方創生と、いわゆる名前はあるんですけども、これが今の実態になかなか伴ってこないというのか、本当に所得倍増という形で、農業がそれこそ豊かになっていくかといいますと、きのうもお話ございましたが、現在、米の直接支払交付金というのが1万5,000円、平成

25年度はあったわけですが、それが26年度は7,500円、29年度でこれが中止となるというようなことでございました。これは農業の耕作者を守っていく立場にはなかなかならないというような状況だと思えます。

それと、中山間地域の直接払い制度というのが今あるみたいですけど、その総会も開催をされておりまして、そこの中で、やはり農業をやって実際に米をつくって、それによって自分たちのお金が交付されるというような内容ではなくなって、私もホームページを開きましたら、新たな農業、農村政策が始まりますとって農林水産省が出しているんですけども、これがなかなか内容的には、やはり個人の農業をつぶしていく方向が強いなというような意識をすごく持っているんですけども。

例えばここの中で、これはそういうところでの総会が出された内容ですけども、溝、パイプ、水田、保全関係ですね、あと、畦、農地維持支払いというのが日当は4,500円出るとか、何か余りにもお米をつくったり、田畑を耕して収益を得るような、そういう。結局、今、高齢者の人たちが自分の、昨日も同僚議員が言われましたが、自分たちの祖先の土地を守っているんだというようなお話もございました。しかし、そのようなことが現実的になかないというのか、できないような集約をされて、法人化とか企業化というような方向で行くんじゃないかと思うんですけども。

ただ、中山間地と言われるいちき串木野の農業をやっている地域では、なかなか広いところがとれないので、そのところはどうのように企業が入ってくるかというのはよくわからないんですけども、そういう問題点というのか、本当にこれは地方創生もそうですけれども、やはり国がTPPなどでアメリカに、外国から食料を仕入れる、農業を破壊させていく、それとTPPに対しましても貿易の問題にかかわるんですけども、そういう中で、今、本当に日本の農業が問われている時期に入っておりますので、国会の中でも審議されているようでございますが、私たちはそういう問題点もしっかりと受けとめなければいけないかなと思っております。そういう中で、

今はこの問題が余りにも大変な内容だなということでも申し上げました。

そしてもう一つ、農業委員会の建議書を外すということでも、農業者の公的代表という農業委員会の役割が農地の流動化の事務的な団体に变质すると批判をしておりましたが、林農水相は「法的な根拠がなくても意見表明はできる」と答弁しておりましたが、その件については市長はどのようにお考えでしょうか。

○農業委員会事務局長（芹ヶ野國男君） ただいまの御質問に関しましては、建議書の件になると思いますけれども、建議書はもう今後は出せないようにということの案がありましたけれども、農業委員会は地域の農業者を代表して意見を述べるができるということの方針になっているようですので、これはまさに建議と同等の扱いではなかろうかと考えております。ただ、今後の法案の行方を追っていきたくと思っております。

○3番（福田道代君） わかりました。それはそのような方向も見受けられると理解していいわけですね。

それと、このまちの農業の担い手の高齢化とか農地の荒廃、そして、子供たちの数も減少して限界部落も進んでいます。今、さまざまな問題が渦巻いています。これから先、農家と地域が元気になっていくということではどのような方向が必要と考えるおられますか。私も総合計画のほうを読んだんですけども、具体的に自分の中でよくつかめないの、報告をお願いいたします。

○市長（田畑誠一君） 農家と地域が元気でなければいけない。かつて、かつてではいけないと思いますが、日本、我が国は農のもととなりとか、国は農のもととなりとか言われて、農業を営むことで社会のいろなきずなというのが、農業を通していろなきずながたくなり、そしてお互い助け合い、もう一つ、子供たちの成長の過程での、私は教育の場でもあったと思います。農業が果たしてきた役割はですね。

そういう意味で、御承知のとおり、農村の少子高齢化、担い手不足、荒廃地化などが進んでおりま

すので、中山間地域等の農村において、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念をされるため、農業生産の維持、多面的機能の確保に資する共同活動等へ中山間地域等直接支払交付金を交付して、支援を行っております。

また、本市の単独事業としましては、営農指導員等雇用事業、農業用ハウス設置補助事業、新規就農者支援金事業、鳥獣害防止施設整備補助事業、市民農業塾開催、6年間で42名の方が農業塾を卒業されました。

また、国の青年就農給付金制度が功を奏して、本市でも新規就農者が年々増加してきているという明るい兆しも見られます。たしか去年は、日置地区で新規農業就農者が15名いました。とてもうれしくて、激励に駆けつけましたが、今年も9名います。そういったことで、農業に対する熱い思いで頑張ろうという若者が出てきて大変うれしく思っております。

これからまた、経営所得安定対策や農地中間管理機構などの事業を取り入れて、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手の農地利用の集積、集約化を進めております。

しかしながら、やっぱり基本は何と言いましても地域住民の皆さんの創意と工夫によって、村づくりと一体となった農村振興、地域活性化が図られるべきものだと考えております。

○3番（福田道代君） 今、市長が語る述べられましたが、日置は増えておりますけれども、いちき串木野の実態というのはどのように。レタス栽培が今広がっているとか、味平が名古屋に行っているとかいろいろなお話は聞くんですけれども、農政課としてそれをどういうふうに広げいくかというような、そういう具体的な取り組みはございますでしょうか。

○農政課長（末吉浩二君） 市としては、作物の中では、重点作物、バレイショとか味平かぼちゃとか、そういったのを指定しております。また、推奨作物ということで、いろんな野菜を。現在、重点作物として、先ほど言いましたバレイショ、カボチャ、ゴーヤ、ソラマメ、イチゴ、この5品目を。それから、花ではソリダゴ、果樹ではデコポンなど4品目を。

それから奨励作物として、野菜では深ネギ、サツ

マイモ、白菜、大根の4品目、花きではニオイヒバ、果樹ではブドウ、マンゴー、その他、小麦とか緑竹を選定して推進を図っているところです。

それぞれの地域の特性を活かした作物ということで栽培に取り組んでいただいておりますけれども、先ほどからありますとおり、やっぱり高齢化によってこういった重点作物あたりも面積がだんだん縮小してくるといったところでもあります。

また、それにあわせて、それぞれ地域での新しい作物をとという話もあるんですけれども、一応農政課としましては、こういった重点作物、推奨作物の面積を維持したい、少しでも維持拡大をしたいということで考えているところでもあります。

○3番（福田道代君） さまざまな作物って、去年話があった内容と余り変わらないなというような気もしないでもないんですけれども、その品目を去年よりかは増やして行って、つくる農家が増えているとか、そういうことは進んでいるのでしょうか。カボチャだったりジャガイモだったりというのはあるんですけれども、25年度、26年度と増えている品目というのは。

○農政課長（末吉浩二君） 先ほど言いましたとおり、なかなか現状を維持するのは厳しいといったようなところなんです。やっぱり作業的には、重要作物ではないんですけれども、高齢化というのが一つネックになっていまして、量は少ないんですけれども、大型産地と大型産地の間の端境期に入れ込んで、うまく売ってもらっているものですから、ものすごく単価は高いんですけれども、量がいけないと。ですので、なかなか面積の維持に苦勞をしているといったようなところが実情でございます。

○3番（福田道代君） 3番目に入りますけど、今後、本市の農業が発展していくために、独自の政策と計画について伺うということで御質問をいたしますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 農業発展のための独自の政策はどうかというお尋ねであります。本市は御承知のとおり耕地面積が狭い。そのため、地域の特徴を活かした少量多品目の作物の生産に努めてもらっております。それでしか勝負できないんですよ。

そういった意味から、先ほど申し上げましたが、市の単独事業としては営農指導員等の雇用事業、農業用ハウス設置補助事業、新規就農者支援金事業、鳥獣害防止施設整備事業、市民農業塾開催事業ほか、多数あります。これらの事業をバランスよく活用してもらうことによって、本市の農業発展に努めてまいりたいと考えております。

また、国の青年就農給付金事業が奏功して、たしか今年は3人だったですかね。去年は1名だったんですけど、国の青年就農給付金事業も今年は3名の青年がおります。大変明るい話題で、いいことだなと思っております。また、さっき申し上げましたとおり、新規就農者が去年は15名、今年も9名、日置地区でですね、私もうれしくて激励に行きました。彼らの総会ですね。

そういう若い芽も、明るい話題もありますので、今後ともJAをはじめとする関係機関等で連携しながら新規営農の振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（福田道代君） 先日、南日本新聞の若者のところの「若い目」という読者のページなんですけど、そこに地域盛り上げたいということで、市来農芸高校の1年生の中香乃さんという方が書いていらっしゃるんですけど、小さいころから喫茶店でいろいろお手伝いをしていたみたいですね。そして、お店の温かい雰囲気に憧れて、食を通じて人と人のかかわりを大切にして、地域産物を活用して地域活性化に貢献できる喫茶店を開きたいという夢を見つけた。

そのために、市来農芸高校に魅力を感じて入学したというのが出てました。農産物の栽培とか家畜の飼育を学ぶのはもちろん、食品加工の技術で未利用資源に付加価値をつけられることを知り、食材の長期保存ということで何か夢につながられるものはないかと思って仲間と活動の場を今つくっています。そして今後は、地域を盛り上げられるような加工品の開発を計画しています。今から楽しみで仕方ありません。この高校を選んでよかったと思えるように頑張りたいと思いますということが、この読者の欄に、1年生の高校生ですけれども、書いておりました。

た。

やはり、近くにこういう農芸高校とか農業大学とか、あと鹿児島大学農学部とか、いろいろこの地域はそういう若い人たちの学ぶ場がありまして、そういうところの人たちと一緒に、シンポジウムとかフォーラムとか、何かそういうことを若い人たちと一緒に研究して、そういうことをやって、若い人たちの意見を取り入れて、もっと必要とされるものとか若い子たちが魅力があるものとか、そういうことも含めて今後検討されていかれたら、私はこの町の、せつかくある市来農芸高校との連携がもう少し濃い形で、農政課、農業委員会も含めて、そして地域で農業をなさってる方々、お年寄りの方ですけど、若い方と一緒に連携したものができるとは思っているんですけども、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 今、市来農芸高校生の新聞をお読みになりました。私も拝見いたしました。

実は26年度の卒業生の中で、農業関係に、農業大学校に行ったり、それから北海道の酪農のところに行ったり、要するに農業関係に進む生徒は、何と15人いたんです。校長先生初め、先生方が喜んで、この15人の子供たちは、最初、市来農芸高校に入ったときは農業をしようという希望の子は4人だったそうです。ところが卒業のとき、3年間市来農芸高校で学んで、畜産で頑張る、それから野菜で頑張る、米、花きですね、学んで生きる喜びを、将来の大きな夢を描いたんですね。とてもいい話ですよ。農業学校に来て、農業を卒業したらしますという関係者は4人しかいなかったんです。15人になったんです。校長先生が来て、私に激励の言葉を言ってくれと言われましたので、私も喜んで行きました。目が輝いていますよ。その子もまだ1年でしょうけど、同じだと思いますがね。

御承知のとおり、難しい畜産部門の共進会などでとても優秀な成績、それから作文とかポスターとか、県下で最高の賞をいっぱいとり、市来農芸高の生徒たちは、それから、いろんな自分がやってる、例えば野菜づくりなら野菜づくりを通しての賞とか、びっくりするぐらいたくさん賞をもらってます。今、もちろん豚みそを販売したり、いろいろして、野菜

を売ったりしてありますが、かねてもいろんなところで地域の方と密着して頑張っております。

だから、言われますとおり、それこそ県下、全国的にも有名だと思いますよ、市来農芸高校は農業高校としてですね。だから、これをやっぱり地域の皆さんと一緒にやって、彼らの若い発想とか、そういったものを私たちが取り入れて、学んで、また彼らを激励して、一緒にやっていったらいい結果が出るんじゃないかなと思います。

一例として、サツマイモのウイルスフリー苗とか、病気がない、そういう苗も彼らは発明をして農家の方に供給してるんです。

だから、いずれにしても、今おっしゃいましたとおり、すばらしい農業高校がありますから、本市の農業に一体的に、一緒になって、それで大事なことは、彼らを我々が励ますことだと思う。これからも取り組んでいきたいというふうに思っております。全く同じ思いであります。

○農政課長（末吉浩二君） 先ほど市長のほうから単独事業の中で新規就農者支援金というので数を申し上げましたけれども、これは市の単独分で、一人につき、1回限りですけど50万円、夫婦型の場合は75万円、この数で申し上げますと、24年度が1名、25年度が3名、26年度が3名という実績になっておりますので、補足させていただきたいと思います。

○3番（福田道代君） 今の、若い人たちの持っているエネルギーとか、希望とか夢とか、そういうのを一緒に私たちがつくり上げていってあげるのが必要じゃないかと思います。そしてそのためにも、先ほど申しましたけれども、やはり何かいちき串木野市の主催というのか、農政課も含めてですけれども、農業フォーラムみたいなのを1回していったらいかがでしょうか。市長、どうですか。

○市長（田畑誠一君） せっかくの農業高校の若い皆さん、若い芽ですね、これは一緒になって、今でも一生懸命地域に溶け込んでやっておられますので、あらゆる機会を捉えて、そういう形を我々は模索していかなきゃいかんというふうに思っております。

○3番（福田道代君） これで私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後3時17分